

(第七部)

第五回 参議院大蔵委員会會議録第二十一号

(二四七)

昭和二十四年四月二十八日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○國民金融庫法案(内閣提出、衆議院送付)

○揮発油稅法案(内閣提出、衆議院送付)

○酒稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午後三時二十五分開會

○委員(櫻内廣郎君) これより委員會を開會いたします。

本日(の)日程は國民金融庫法案について御審議をお願いいたします。御質疑がありましたら、この際お願いいたします。

○小川友三君 本案は質疑を省略して……

○田中義雄君 (まだ「早い」と呼ぶ者あり) それでは御質問があるそうですから……

○田中義雄君 この公庫の法案の第二十三條に「公庫は、その業務上の余裕金をもち、公債若しくは復興金融債券を保有し、又はこれを「云々」とあるのですが、この復興金融債券はまだ公庫が保有する必要がある程あるのですか。或いは恩給金庫とか庶民金庫が持つておるところのあれを持つていいのですか。

○政府委員(愛知揆一君) この点は万が一余裕金がいりました場合には、現在まだ残つておる、償還されておらないものもございますので、それを保有し得るということでは、實際上の利益はさしてないと思います。

○田中義雄君 それではこれは實際上の経過的なものであるわけですね。

○政府委員(愛知揆一君) 若し將來全く復興金融債券を新たに発行したいという現在の方針が確定的に引續くということになるれば、経過的な規定だけになります。

○田中義雄君 それからこの公庫の役員、職員は、これは事實公社とかいふものと違つて、これは公務員……、あれもそうだろうと思つて、これは、これは元の官吏と同じになるわけですか。どうも兼職の制限の規定がないようですが、それは當然でないものという意味で規定してないのですか。

○政府委員(愛知揆一君) これは公社と違ひまして、公務員とするわけでございます。でありますから、當然公務員法の適用があるわけですから、兼職等は公務員法によつてできないということになるのであります。

○委員(櫻内廣郎君) 外に御質疑はございませんか。

○渡邊野郎君 これは今までの恩給金庫と庶民金庫と両方併せたことになると思うのですが、庶民金庫のやつておつたような業務もやるのですか。

○政府委員(愛知揆一君) ひとつ御説明いたしますと、庶民金庫が從來やつておりました業務は小口貸付、これはこの公庫において當然その國有の事務としてやるわけでございます。それからその外に実は庶民金庫につきまして

は、いわゆる系統機關に対する中央機關的な役割をいたしております。それは例へば無盡會社と市街地信用組合に對して中央機關的な役割をいたしておりますために、庶民金庫におきましては金融機關に對する小口貸付資金の融通とか、或いは金融機關のためにする貸付の損失の補償というようなこともそれに關連して行なつておつたわけでございますが、それらのことは今後同様の性格のものになりますので、これはやらなくなつたのであります。それから恩給金庫につきましても、恩給金庫が恩給、勳章年金を担保とする貸付をやつておりましたので、それは止めることにいたしました。従ひましてこれを要するに純然たる小口の生業資金の貸付ということになつたわけでございます。

○田中義雄君 今の恩給金庫あたりで恩給証書を預つて、代つて恩給を取つておるような仕事を今やつておるようですが、それはやはり繼續してこれはやるのですか、止めるのですか。

○政府委員(愛知揆一君) これは將來においては止めることになるのでございませうが、経過的には御迷惑のかららないように、附則に経過規定を置きますして、別に定めるときまで續けてその業務を行ふことになつております。

○渡邊野郎君 公庫の資本金十三億圓とせられておりますが、債券発行はできますか、できませんか。

○政府委員(愛知揆一君) これは純然たる政府機關になりましたために債券發行はできないわけでございます。それから、政府の出資金とそれから貸付金の回收によります金だけが新しい新期の資金の貸付に充當されるわけでございます。

○渡邊野郎君 十三億圓くらいじや小口の生業資金の貸付と言つてもしようがない。恩給金庫のやつておつたような恩給証書を担保にする貸付金でもあれば、多少生活資金の方にはなるかも知れないけれども、それが止めるになると、意味が非常に薄いような氣がしますが、どうなんですか。

○政府委員(愛知揆一君) これは実は非常に問題の点でございまして、ちよつと横道に外れますけれども、今度の公庫の設立については、これを以つてすでに再建整備法の適用によつて資本金の全額を切り捨てられ、庶民金庫の再建整備を完了することになります。それから恩給金庫につきましても同様でございます。こういう点からどうして新しい機關を必要とするという点もあるわけでございますが、從つて又十三億の出資をいたしますけれども、すでに前の金庫が日本銀行から借入れておりますような債務を承継いたしますその償還もしなければならぬのであります。從つて十三億がまるまる新期の貸付になさるわけではございませぬので、只今御指摘の点よりも、もつとそういう点から言へば意義が薄いと云わざるを得ないわけでありまして、今後二十四年度中にどれほどの貸付がで

きるかと申しますと、予算書の方に計上されております数字をいたしましては、厚生省の所管の關係で第四次生業資金というものが三億圓あります。この三億圓は從來庶民金庫が生業資金の貸付を行つておりましたので、二十四年度におきましても、三億圓は生業資金の貸付として國民金融庫がその業務を行ふことになるのであります。それからその他の新期の貸付につきましては、貸付金の回收と十三億の出資で過去の債務は返済されるものが相當ございまして、その返済した残りのもので一億二千七百万圓という僅かな数字が予算書に載つていまして、でございます。この合計が四億二千七百万圓でございます。併し予算の方でいゆる弾力餘項というものが設けられておりますために、回收金の増加がありまします場合には、それは新期の貸付に充ててよろしいことになつておりますので、その關係上少くともこれ以上に三億圓の貸付ができるというふうに見込んでおります。従ひまして、それが全部合せまして、七億二、三千万圓までは私共が相當手固く見まして新期の貸付になる金であります。それから尙御参考までに申上げて置きますが、二十三年度中におきまして、実は庶民、恩給両金庫とも殆んど睡眠状態でありまして、今申しました厚生省所管の生業資金を貸付の中心として、両金庫合せて昨年度中の新期貸付額は六億圓余りでございまして、従ひまして昨年度に比べれば私共の見込みでは一億圓

以上の新期貸付の増加がこれによつて期待できることになつて来るだろうと思ひます。尙附加えて申上げたと思ひますのは、私共の考えでは終始一貫いたしまして最小限度三十億程度の出資を是非考へたいと思つたのであります。財政上の事情が御承知の通り

のため、十三億ということになりました。新らしく公庫を作つてさへ頂ければ今後の財政の状況その他情勢の変化によりまして、この資金量を殖やすことが考へられる。若し放つて置けば庶民金庫は解散になりますし、恩給金庫も欠損になつて、これも整理をせざるを得ないという状態でございますので、資金の量は今のところ非常に不満足であります。とにかくここで新しい金庫を作るといふことが必要であらうかと存じます。

○渡邊野郎君 中小企業に対する金融が非常に逼迫しておる關係上、中小企業に對する特別の金融機關を作つて呉ねというような要請が一般的にあるわけなのですが、その要請に應えて政府がどういふ政策を採られるかよく知りませんが、こゝういふ國民公庫ですか、これができるとによつて、中小企業に對する特別の金融機關ができることが案がれるということになると、非常に困ると思ふのです。そういう点はどういふ見通しなのですか。

○政府委員(愛知第一君) この点は、この公庫を考へました場合におきましても、今のいわゆる中小金融の問題はその外の問題だといふふうに考へておりまして、從つてこれを作つたといふので、中小金融の問題が解決されたといふような態度を取るべきでないこと

は當然であると思へるわけでございます。ただ先程申しましたような事情で、國民金融公庫だけがたゞ一つ承認されまして、できることになつたわけでありまして、その他考慮されておりました中小金融の特別の機關というやうなものが、主として財政上の事情等から陽の目を見ることができなかったものでございます。それらにつきましては、別にいろいろ方法を考えておいていたしてございまして、当局側としてはいろいろの案を用意いたしておるものであります。が、内外の關係方面と只今いろいろと打合せ中でございます。

○森下政一君 只今の銀行局長の御説明を聴きますと、折角國民金融公庫といふものができても、その法第一條に「國民金融公庫は、庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機關から資金の融通を受けることと困難とする國民大衆に對して、必要な事業資金の供給を行うことを目的とする」とありますが、その目的をこれによつて完全に達成するといふことは困難なように感ぜられるのであります。ところで中小工業者に対する何らかの金融を特に図るところの機關が必要だといふことを痛感するのですが、これに關連して一、二大蔵省の態度を聴いて置きたいのは、近頃九州、特に福岡、或いは廣島あたりで盛んに行なわれておるやうであります。が、何々殖産株式會社という名称で日掛け代金のよな恰好で、特に中小工業者の金融の便宜を図るといふふうな一つの變態的な金融機關といふものが盛んに起つておるやうであります。これらに對して一体大蔵當局としてはどういふ態度を以て臨もうとしておられるのか。これを奨励しようと思はれるのか、一説によると、これは取締りの關係で業務の停止を命じなければならぬといふふうな考へを持つておられるといふふうな聞いたりするのですが、どう考へておられるのか、一應御所見を聴いて置きたいと思ひます。

○政府委員(愛知第一君) 只今御指摘の問題は、実は率直に申しますと、非常に私共も悩んでおる問題でございます。現在の大蔵當局の考へ方を申上げますと、次の通りでございます。先ず第一に、いわゆる一口に國民金融と申しまして、現在の時代において徹底的に彈圧という一本槍では行きにくい点がございまして、それで多数の大衆から、例えば大々的の新聞廣告をするといふやうな方法によりまして多額の資金の受入れをする、要するに不特定多数のものから實際に預金の受入をする、とひとしいやうなことが金を集めまして、そしてそれを銀行類似行爲として貸付、その他をいたしますものにつぎましては、これは銀行法或いは無盡業法等に明瞭に違反になりますので、これは彈圧することができまして、只今までそういう措置を取りましたものは、廣島殖産興業株式會社といふのが一件ございまして、その後それに關連いたしまして、現在大蔵省財務局地方部等を總動員いたしまして、實際の現在調査をいたしております。大体完了いたしております。それに基きまして、現在一般の金融の梗概が特に庶民階層に非常に打撃を與へていること等も勘案いたしまして、良質と申しては言葉が足りないかも知れませんが、今申しましたやうな條理上或いは表面上法規に衝突しないやうなもので質の

よいものにつぎましては、從來市街地信用組合の認可、無盡會社の認可といふものが、非常に當局としては消極的にやつておつたのであります。が、得るならば、それらの新設或いは合併買収といふやうなことで、いわゆる合法的な金融機關の方に入つて貰ふことを勧奨いたしたい。かように考へます。それから特定のこれは非常に微妙なところでございまして、特定の人間同志の出資をするといふやうな恰好で金を相互に出資をいたしまして、そしてそれを特定のところに廻すといふ程度のことであるならば、今のところ余り彈圧的な措置を講じたくない。そういうやうな態度でおるわけでありまして、更にそれがつい最近までの状況でございますが、更に進みまして、現在實際調査をやつたところによりまして、恐らくは東京都内だけでも数千件のやうなやうな業者がありはしないかと思はれます。これにつぎましては、でき得るならば國会の会期も迫つておりますけれども、貸金業者法といふやうなものを考へまして、届出制度にして、そして届出といふことによれば、當局側にとどこいふやうなものであるといふことが、はつきりいたしますから、それが濫に流れないやうな指導をすることもできますし、又その中で良質なものがあれば、先程申しました合法的な機關への吸収とか、新設とかいふことも援助ができるのではないかと。取り敢えずやういふ届出制度だけでも作れるやうな法律の基礎付けを與えて頂くやうなことを行政當局としては、今日の狀態では希望しているわけでありまして、尙先程申しましたやうに、從來多少私共としては、

市街地信用組合の設立等については消極的であり過ぎた点もあると思ひますが、そういう点は行政的な措置として運用を改善したいといふやうに考へておるわけでありまして。

○森下政一君 今何ですか、局長のお話になりました。恐らくは東京都内でも實際調査によると、数千軒が数えられると言われたのは、いわゆる貸金業者ですが、それとも會社組織による不特定の大衆から金を預かつて、それを誰かに貸すといふ恰好のもですか。個人ですか。

○政府委員(愛知第一君) その点は個人のもの、殆んど大部分で、いわゆる貸金業者と申上げた方がよいと思ひます。その外に例へば新聞にもときどき出るやうな何々クラブといふやうな會員組織或いは場合にれば、會社組織のやうなものもあるわけでありまして、そういう相當の現在、例へば九州地方を先程お話になさいましたが、私共の最近の調べによりますと、九州地区で約三百ものものがございまして、これは大抵會社組織のものだけで三百、いわゆる日掛け貯金の制度といふやうなものによりまして、貸付けをやつておるのでございます。こゝういふものについては、先程申しましたやうに、できるだけ良質のものは合法的に取込む、そうでないものは適當な処置をいたしたいといふやうに考へておりますが、それにつきましても、取り敢えずは届出制度くらいをとりまして、法的に實際を把握する根拠が必要なんです。御承知のやうに、昨年までは、これらのものが大蔵省とは全然無關係でございまして、警察の取締りの対象になつておつた。ところが昨年から警

が、それを暴走するの一本道だといふ

の、中小金融の問題が解決されたといふやうな態度を取るべきでないこと
對して一体大蔵當局としてはどういふ態度を以て臨もうとしておられるの
今申しましたやうな條理上或いは表面
上法規に衝突しないやうなもので實の
でございまして、警察の取締りの対象
になつておつた。ところが昨年から警

察の取締りということがなくなりまし
て、どこかの役所でもどういふ状態にな
つておるかといふことを権限に基いて
は調査できないやうな状態になつてお
ります。その穴を塞ごうといふことを
先ず第一に考へております。
○委員(櫻内廣郎君) 外に御質疑ご
ざいせんか。
○中田功君 遅れて來まして、ちよつ
とダブるかも知れませんが、済みませ
んが、庶民金融庫のこの表を頂いて
おりますが、この中で國債証券といふ
ものが相当多く借方にある。これを処
分される場合には、どういふようにさ
れるのですか。
○政府委員(愛知一君) この國債証
券の約半額程度は再建整備によりまし
る保証公債といふものによります。こ
れはその他ものにつきましても同様
でございますが、一切の債権債務を今
後の公庫が承継して行くわけでありま
す。恩給金庫と併せまして全部をこの
ままの形で承継することになるわけ
でございます。
○中田功君 そうすると、このままで
行きますと、そして新しい十三億追加
しまして、資本金を十三億にして、
この小口貸付といふやうなものは、
一体どの程度に貸付けられることにな
るのですか。
○政府委員(愛知一君) この点は実
は先程申し上げたのでありますが、
庶民金融庫として借入金もございする
で、日本銀行等から、これを今回の新
金庫に出資をいたしますが、同時にそ
れを返さねばならないといふ問題も
ございします。二十四年度における
新規の貸付資金として、私の見込みと
いたしましては、大体七億二、三千万

円のところが新規の貸付資金に充たさ
れることになると思ひます。
○中田功君 若し國債証券七億三千万
円を、これを例へば今度の見返資金特
別会計の金で償還するといふやうな措
置を取れば、この七億円だけは余分に
貸す金になるわけですね。そういうふ
うにはなりませんか。
○政府委員(愛知一君) 若しこれの
償還をすることができますれば、資金
量としては、それだけ増えると考えて
よろしいと思ひます。
○中田功君 そういふやうな國債償還
をやる場合、二十億といふ発表もあり
ましたけれども、優先的にこの庶民金
庫の國債を償還してやるといふわけ
には行かないのですか。
○政府委員(愛知一君) それも一つ
の考え方と思ひますが、実は、
國債の償還をいたします場合に、事務
的に申しますと、國債の銘柄別に行く
のか、所有者別に行くのか、或いは銘
柄別といふ中に入ると思ひますが、例
えば利率の高いものから先にやるの
か、低いものから先にやるのか、或
いは償還期限の遠いものから先にやる
のか、短いものから先にやるのか、或
いは今お話のようにそれを所有してお
ります所有者別によりまして償還の順
を決めるか、そこいろいろ問題があ
るわけでありまして。私見では必ずしも
財政の負担を軽減するといふだけの見
地からこれを見るべきではないので、
一般的に金融政策の問題を十分そこ
に考慮して貰いたいものであるといふ
ふに考へております。今の御指摘の点
も確かに一つの案と考へますのであり
ますが、それらの点につきましては、
政府部内でもまだこれは決つており

ませんし、御承知のやうな向うとの関
係もありまして、まともな線に思想
統一ができておらんやうな状態であ
ります。
○中田功君 これでの公庫と、地方
に大部公設的なものと、それに類し
た庶民金融庫みたいなものがあると思
ひますが、それを援助するとか、關係
をつけてやるというやうな考へはな
いのですか。
○政府委員(愛知一君) それはこの
公庫は純然たる政府機關になつた關係
で、小口貸付で金を需要する人に直接
に貸付けするといふことだけが業務と
して考へられております。從來は公設
利用は直接対象としておりませんが、
信用組合や無盡會社は資金的關係
は持つておりますから、これは今度離
れることになりまして、只今の原案では
純然たる資金の融通と、國民大衆に對
する直接の資金の融通といふことだけ
考へております。
○中田功君 一つ……、資金融通
として四億八千万ございしますが、こ
れはどういう意味の資金融通になるの
ですか。
○政府委員(愛知一君) この貸借對
照表に上つております資金融通は、実
は從來の庶民金融庫の仕事であつて、今
後はなくなる仕事であります。これは
主として市街地信用組合とか、無盡會
社であるとか、そういういわゆる系統
機關に對する融通であつたわけであ
るが、大体下の欄の貸方の預金勘定
をずつと横に計算いたしますと、大体
四億くらいになると思ひますが、それ
と見合つております。いわゆる庶民金
庫機關の中央機關としての操作の資金
であつたわけでありまして、こういう
問題は今後はなくなくなるわけです。

○中田功君 そうすると、どこかに肩
替りさせても別に大した資金は出ない
わけですね。
○政府委員(愛知一君) そういうこ
とになります。
○天田勝正君 私も遅く参りましたの
で、ただ念を押したいのです。それは
二十四年度の新規貸付が七億二、三千
万円だといふのは、二十六條の關係で
庶民金融庫と恩給金庫から不動産を譲受
けるという場合は國會の承認を受けな
くてもいいことになつております。こ
の譲受のもの、返済しなければなら
ないものを二十四年度分として返済し
た残りが、十三億の残りが七億三千万
円になる、こういう計算ですか。
○政府委員(愛知一君) そうではな
いのであります。十三億円といふの
は主として日本銀行に對する貸付金の
返済に相当多額のものが行かざるを得
ないのであります。今申しました七億
の中で三億は厚生省所管の予算で歳
出を承認されているわけでありまして、
それから十三億の出資と返済しなけれ
ばならないものの差額を中心にして、
約一億二千七百万円、それから旧來の
生業資金その他の約二十億の貸付金の
中で二十四年度に回收が予想されるも
の、この外の三億円、この合計が七億
三千万といふことになります。

○天田勝正君 十八條の二項の關係が
何うのでありますか、小口貸付、こ
れを認定するのが非常にむづかしいの
でありまして、この項目を見て参りま
すと、いろいろここに規定がありま
す。確かに銀行で融通がつくといふよ
うなものが、割込んで來るといふよ
うなことは防がなければならないので

が、それを認定するのに一体どうい
う基準があるか、何か示して置かせん
と、日本の役所或いはこうした準役所
的なものにおきましては、窓口の不親
切、これはもう幾らでも例を挙げれば
挙げられる程事実でありまして、こ
ういふ窓口の者の感情で、お前は駄目だ
といふやうなことになるやういふ危険が
私は感じられて仕方のないのです。実は
このことを申上げるのは、最近又附つ
て來るでありまして、御承知の通
り引揚者が附つて参ります。その引揚
者の傾向が初めのうちはインテリが多
かつた。去年あたりはいわゆる知識階
級といふ、つまり自分が生活職線にお
いても何か判断をして行動を起し得る
といふやうな人は一割しかなくなつた。
これは樺太の例です。そこで今年はま
すますそれが少く、援助を受けなけれ
ばならない人が多し傾向にあるとい
ふことは援護局でも申しております。
そういう場合に先程のお話で去年より
り大体一億くらいは余計に融通ができ
る。このことだけでもそうした者が多
くなつて來るといふことで私は足りな
いと思ふ。足りないのだからせめて少
しでも今日の國家財政から親切とい
ふことで補わなければならぬと思ふの
です。そういう場合に何かどうか基
準があつて、窓口の不親切でどうにも
ならぬといふ工合にでもならなければ
よいが、どこにも見当らない氣がする
のです。これに對して何か補う方法、
ただ法律にありますが審議會にお任せ
するといふだけなのか、何か外に細目
でお決める御意思があるのかどうか
それが一つ。それから二十四條ですが、
これは條件の変更ができるという項目
であります。それは資金の貸付を受け

第七部 大蔵委員会會議録第二十一号 昭和二十四年四月二十八日【参議院】
三

た者が災害その他の事由が生じた場合には、その支拂の方法等の変更ができる、このようにしてありますが、その変更が「審議会の議を経て」ということになっておられますが、この審議会又は審議会委員に貸付を受けた人が直接申告することによって審議して貰うという途がないのか私には不思議なのですが、この点について何か変更する、或いは別な細則が何かで補うという御意思があるかどうかこの点をお伺して置きたいと思ひます。

○政府委員(總務課長) 只今の第一点は誠に御尤でございます。私共といたしましては、先ず第一にこの法律に基づきまして貸付の限度、利率、期限という点にきまつておきます。審議会に相当細かく一つお決めを願ひたいものであると考えております。それから二十條にもございまして四半期ごとの事業計画と資金計画を作成し、且つこれは審議会の議を経て決定されることになりまして、四半期計画については審議会が十分相対細かくおきまつて一つの基準を作つて頂いて、それと只今お話の窓口の扱いを親切にすることと相俟つて能率を挙げたいと考えるわけでございます。御参考までに從來庶民金融庫がやつておりました業務の基準を申し上げます。個有の業務としての生業資金につきましては、貸付の限度五万円、貸付期間三ヶ年、保証人は原則として一名返済方法は月賦、半年賦、年賦又は一時拂いというような條件を支所に通過してございまして、その他いろいろの点に對してはいろいろといたつても可なり末梢まで私は徹底しておつたように思ひます。

それから庶民金融庫固有の業務ではござ

いせんが、先程から申し上げております厚生省所管の生業資金につきましては、引揚者、職災者、生活困窮者を対象にいたしまして、貸付の限度は七千円、貸付の期間は五ヶ年、利率は年六分、保証人は一人、それから二人以上連帯借入の場合は保証人は要らないというような基準を決めて各支所代理店に十分浸透させておつた筈でございます。実は私が考えますので、金額はこれは非常に少いのでございませうけれども、厚生省関係の生業資金の貸付については可なり最近のころは迅速に行つておる様に考えておりますが、それらの経験を活かしまして、今度審議会にはそういう事情の非常によつてお分り頂けるような方に、実は私共としても是非審議会の審議をリードして頂きたい、御趣旨に副うようにしたいと考えておるわけでございます。

それから條件変更のお話でございますが、これは委員会の方としては、審議会といたしましては、審議会から諮問を受けなくても、自発的に本件に關係することの意見の上申もできますし、それを議題にすることもできるわけでございます。その程度におきましては、只今の御趣旨も或る程度達成されるのではなからうかと考えるわけでございます。

○天田勝正君 十八條二項の「独立して事業を遂行する意思を有し」ということがあるわけですが、この「独立して事業を遂行する意思を有し」というのは、どういふ御解釈をなさつておられますか。と申しますのは、一人だければこれは貸さないという意味の独立でありますか。どうであるか。この

点をお聞きして置きたいと思ひます。尙附け加えて、これは御希望でありまして、私は過日引揚者の状態を観察するために、函館に参つたんですが、二、三回座談会を開きました。勿論援護局の人も立会つておつたのであります。その機会に皆さんの申されま

すのは、今銀行局長がおつたやうな、相当近頃は徹底して参つたやうであります。尙生業資金の貸付等につきましては、少くとも三回札帳まで足を運ばなければならぬ。従つて、借りてもその半分はいろ／＼の費用にかかるといふ実情を感えられております。而も相当引揚者がその援護局に動めておりました。これらの人が可なり親切な世話をしておるやうであります。それにも拘わらずそうしたことがなされておる、これはそうした役所關係でありますから、認めるのは実は認めにくいらしかつたのであります。が、まあしぶ／＼ながら認めるという状態であります。こういう実情でありますから、どうかさうなことのありませぬように。皆この事情を知つておる者だけに借りられてしまつて、内地にどうも手掛りのないという人々は殆んど借りられないという、こういうやうなことをしております。この金庫の信用は全く失われると思ひますので、どうかその点に注意して頂きたいと思ひます。

○政府委員(總務課長) この十八條の独立して云々というお話ですが、一人であるということに限定いたしません。これは最初ちよつとお答え申し忘れたのであります。從來でも庶民金融庫の生業資金については、五人連帯、十人連帯というやうな事例も沢山ござ

いますので、それを踏襲して参るつもりでございます。それから御注意の点は私共も実は随分これは長い問題でございまして、例へば地方への連絡が悪い等のために非常に不測の御迷惑をかけた事例が從來において多々ありましたことは私共も承知いたしておりますので、十分関係の向と連絡を緊密にいたしまして、御趣旨に副うようにいたしたいと思ひます。

○小川友三君 本法案は質素を打ち切りまして、討論に入ることをお諮りいたします。

○委員(櫻内辰郎君) 小川君の御発言通り直ちに討論に移ることに御異議ございませんか。

○委員(櫻内辰郎君) 御異議ないと認めます。では直ちに討論に入りませう。御発言の方は賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと存じます。

○天田勝正君 私は本案に賛成いたします。その理由は極めて簡単であります。勿論もつと万全なる金庫の設立を要するものであります。且つ又その融通資金、特に二十四年度の資金は七億三千万円では不足である。援助すべき引揚者が増つて来るという現状からいたしまして、更に多くの新規貸付をなし得るやうな措置は講じなければならぬと思ひますが、少くとも第四、四半期のこれらの人々に対する生業資金の貸付であります。今日一應ストップしておるといふ状況に鑑みまして、少くともこの程度でも先ず充足して置く、こういう必要があると思ひますので、この本案に賛成いたします。

○中田功君 私も賛成させて頂きます。(珍しいねお。天気が變つて来た)と呼ぶ者あり。併しですね。余りにこれは少な過ぎるのです。(ううん)と呼ぶ者あり。うつかかりしておると。こまですつと気が抜けたやうな気がするのです。それで賛成していいかどうか迷うのです。

○天田勝正君 併し第四四半期が残つておるから」と述べ。

○中田功君 併し一文でも早く貸してやりたいと思ひます。それだけでよい。

○渡邊野郎君 天田君が言われましたけれども、先程申しましたようにこの国民金融庫の設立によつて、中小企業に對する特別の金融機關を設置するということはおじやんになるのです。その代りに、これが使われるということであつては困ると思ひます。その点は十分注意して頂きたいことを希望しまして賛成いたします。

○委員(櫻内辰郎君) 外に御発言はございませぬか。御発言もないやうでありますから、討論は終了したものと認めて、直ちに採決をいたします。國民金融庫法案を原案の通り可決することに御賛成の方の御举手を願ひます。

○委員(櫻内辰郎君) 全会一致と認めます。よつて本法案は可決と決定いたしました。尙本会議における委員長

の口頭報告は、委員長において本法案の内容、委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨、及び採決の結果を報告する。

ておつたように思ふわけでありませう。
それから庶民金庫固有の業務ではござ

ければこれは貸さないという意味の独
立でありますか。どうであるか。この

庫の生業資金については、五人連帯
十人連帯という事柄も沢山ござ

○小川友三君 今天田先聲の御意見の
ごとく、政府は十分に責任行政という

の内容、委員会における質疑回答の要
旨、討論の要旨、及び表決の結果を報

告することとして御承認を願うことに
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内閣) 御異議ないと
認めます。それから委員長が議院に提
出する報告書に多数意見者の御署名を
附することになっておりますから、原
案に御賛成の方は順次御署名を願いま

多数意見者署名

黒田 英雄 波多野 鼎
小川 友三 西川甚五郎
天田 勝正 森下 政一
高瀬 莊太郎 川上 嘉
中西 功 油井賢太郎

○委員長(櫻内閣) それから次は
揮発油税法の御審議を願いたいと存
じます。

○小川友三君 本案は相当に審議し盡
されておるのであります。〔「いいえ」
と呼ぶ者あり〕質疑も打切りまして、
中西先生も珍らしく御賛成であります
から、そこで討論に入ることに願いま

○委員長(櫻内閣) 小川君の御発
議の通り、討論に移ることに御異議ご
さいませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内閣) 討論に入りま
す。御発言の方は賛否を明らかにして
お述べを願いたいと思ひます。

○小川友三君 揮発油税法につきま
しては、大分論議中に、いろいろ修正
したいところも沢山ありますが、一
應政府が提出したので、相当理論づけ
て物價は余り上らないような説明であ
つたので、先ずその点を了承しまし
て、原案通り賛成をいたします。

○委員長(櫻内閣) 外に御発言は
ございせんか。御発言もないよう
でありますから、討論は終了したもの
と認めて、直ちに採決いたします。揮
発油税法を原案通り可決することに賛
成の方の御挙手を願います。

〔挙手者多数〕

○委員長(櫻内閣) 多数と認めま
す。よつて本案は可決と決定いたしま
した。尙本会議における委員長のお口頭
報告は、委員長において本法案の内
容、委員会における質疑回答の要旨、
討論の要旨及び表決の結果を報告する
こととして、御承認願うことに御異議
ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内閣) 御異議ないと
認めます。それから委員長が議院に提
出する報告書に多数意見者の御署名を
願います。

多数意見者署名

黒田 英雄 波多野 鼎
小川 友三 西川甚五郎
天田 勝正 森下 政一
川上 嘉 高瀬 莊太郎
油井賢太郎

○委員長(櫻内閣) ちよつとこの
際お語りいたしますが、酒税法等の一
部を改正する法律案に対して黒田委
員、油井委員等から修正をしたいとい
うことで、修正の御発議があるのであ
ります。で只今油井委員が関係方面か
ら呼ばれておりますので、その方へ行
つておられますから、暫く休憩をいた
したいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内閣) それでは御署
名御決はございせんか。――なしと
認めます。休憩に当りましてどうかお

掃りにならないように一つお願いいた
したいと思ひます。暫時休憩いたしま
す。

午後四時十二分休憩

午後四時二十二分開会

○委員長(櫻内閣) 休憩前に引続
き、委員会を開きます。

酒税法等の一部を改正する法律案の
御審議を願いたいと思ひます。予備
審査の際に相當に御質疑は済んでお
ると思ひますが、尙御質疑がありました
ら、この際にお願ひいたしたいと思ひ
ます。

○小川友三君 質疑は省略しまして、
討論に入りたいと思ひます。

○委員長(櫻内閣) 小川君の御発
議の通り、直ちに討論に移ることに御異
議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻内閣) 御異議ないと
認め、討論に入ります。

○小川友三君 酒税法等の一部を改正
する法律案につきましては、一級酒、
二級酒の差は余りあり過ぎるので、多
少この点修正したいという意見もござ
いますけれども、まあというところ
で、原案に賛成いたします。

○天田勝正君 私は本案に反対いたし
ます。理由は先ず酒類の殆んど全面的
にいつてもいい自由販賣をいたすこと
によつて、その権限を配給酒にすべて
を持つて来ております。そこでこの提
案理由にもありますように、労働者及
び農村に対しては最小限度の配給を行
うに止めるということになつておりま
して、実は今のこれらに対する配給で
も私共は最小限度と考へております。
その他一般家庭配給にいたしまして

も、何も労働者と指定されておる者或
いは農村ばかりでなしに、一般の或
いは未亡人の家庭等に至るまでも、潤
いを欲しておるのであります。たつた一
つの潤いすら要するに失うということ
は非常に危険であります。そういう点
からいまして、且つ又物品税の
改正がこの程度では到底私は満足し得
ないのであります。もう一点は、取引
高税の問題でございますが、この取引
高税を軽減するということには、どな
たも異議があるう等はございせん。
併しながらその改正は大きく申しま
すと、現政府が公約に全く違反してお
るという点でございます。更にこの取
引高税が予算の面においては軽減とは
言われておりながら、何ら軽減措置が
採られておらないという点であります。
こういう点でその軽減が実体的に
は成立し得ないということ、それはた
だ世間を欺くだけのこれは條文にお
いて現したというだけに過ぎない。こ
ういふような点から私は反対するもの
でございます。

○油井賢太郎君 私はこの酒税法等の
一部を改正する法律案に賛成いたすも
のであります。併しながらこの法案の
中の物品税法の一部改正、取引高税法
の一部改正に對しましては、政府当局
に一言要望したい点があるのでありま
す。物品税法の改正という点につきま
しては、余りに物品税が高いために、
いわゆる正常ルートのものが闇取引の
対象となつておる品物のため圧迫を受
けて、その生産者も非常に迷惑を蒙つ
ておる。従つて國民消費階級におきま
しても、徒らに高い物品税のために、
品物のいい又欲する品物を買ふことが
できず、却つて粗悪な不正品をみすみ

を買つておるといふやうな状態になつ
ておる。而も税金の脱税も相當にあつ
て、政府当局としての予想にも反する
やうなことが多々あるのであります。
こういう点については具体的に申しま
すと、ズルチン、サツカリン等の例で
もたびたび質問等に私が所信を述べて
置きましたが、多々あるのであります
から、今後これらの点について正常化
して、國の財政のために寄與し、一面
國民の消費階級のために低廉な正当な
品物を供給できるといふふうに、今後
御考慮願ひたいと思ひます。更に又取
引高税法の改正でございますが、やや
ともすれば今まで証紙といふものを使
われておつた取引高税の方法が、まじ
めな者だけが損をして、不正な商人或
いは生産者のために却つて正当な取引
といふものが阻害されたといふ例が多
々あります。而もその是正に當つて、
更正決定等におきまして、まじめに納
税した者すら不正な者のために犠牲に
なつたといふやうな事例が多々あるの
であります。今後政府におかれまして
は、取引高税の改正に當りまして、
このやうな矛盾のないやうに十分御檢
討の上、正当な取引高税を取することに
終始せられんことを一言附加えて、こ
の法案に賛成するものであります。

○中西功君 日本共産党はこの法案に
反対いたします。第一、これは全体を
通じまして余りにも甚だしいごまかし
であるといふことが言えると思ひま
す。今税制或いは税金を根本的に直さ
なければならぬ、又直して買ひたいと
いう空氣はもう瀰漫しておると思ひ
ます。これは先だつての選挙において
もこういう問題は大きな問題になつた
わけだと思ひます。併しそういうこと

が現在の吉田内閣においてはできず
に、何かごまかしたようなものがこ
に出されておるといふような点が、何
よりも私はよろしくないと思ひます。
勿論大の臨時國會においてなされる
言ひますけれども、なされるならばそ
れは勿論いいことでありますけれど
も、例えば先程も指摘されたごとく、
取引商税をやめることができないた
めに、証紙を單にやめたというだけ
では、これは決して必らずしもいいこ
とではない。却つてこれによつて悪く
なると言ひ入さざるを得ないのです。
そういう点は取引商税或いは証紙
の問題に止まらず、根本的に税制を改
革しなければ駄目なんだというところ
に今来ておるといふことをよく示して
おると思ふ。我々はそういう意味で、
第一にこのような些少の問題において
何ができるといふやうなことで、國民
に勿論憤慨させることは大いに間違
だと思ひます。

第二番目には砂糖の消費税でありま
すが、この撤廃に關しましては、これ
は食糧の輸入の税金の撤廃、それと関
連いたしました、非常に大きな問題で
ありまして、我々は砂糖消費税の撤廃
には、今のところこれを特別にこれだ
け減免されることに對しては、非常な
不満を示して反對の意を持つておりま
す。

ならないといふやうな状態だと思ふの
です。こういう点にも非常に我々とし
ては不満がある。その他酒の問題にい
たしまして同じであります。これは
すでに述べられておりますので繰返し
ません。以上のような理由によりまし
て、我々は今の根本的な税制の改革を
しなければ何にもならぬといふところ
に来ておるだけに、このような多少い
じつたやうな問題に對しては、絶対反
對することが正しいのだ、こう思つて
おるわけであります。

物品税の問題については、例えば、
緑茶或いは「のり」といふやうな問題
があります。緑茶は一國緑茶の物品税
を撤廃して改定はしておりますけれ
ども、一律に従量税でかれます結
果、いい茶も悪い茶も同じよに取ら
れまして、折角の改正が、何ら本當に
このために困つておる人々には何にも

法案を少くとも公平に、合理的にこれ
を十分に消化するだけの税務態勢が整
つていない。現在の税務機構では十二
分にこの法律を消化することができ
ない。このために却つて納税者と税
務官廳との摩擦が大きくなつて、税務
行政の信用を全く失墜しつつある。こ
ういつた現状から鑑みまして、以上の
二、三の理由から考えまして、私は
本案に反對するものであります。

昭和三十四年の所得税の四月予定申
告書の提出及び第一期の納期の特例に
關する法律にいたしまして、殆んど
毎年のようにこれが變更されておるま
す。殆んど毎年暫定的にこれを變更し
なくてはならぬという理由は、税制に
非常に大きな欠陥がある。中でも特に
考えなくてはならないことは、申告納
税制度が突進に沿わないといふところ
に大きな欠陥がある、かように考えるの
であります。従ひましてこれに對しま
して徹底的に掘下げた対策がされなく
てはならない。それなのにこれに對し
て何らの対策も講じられていないとい
ふ、こういう点にも反對の理由があ
るのであります。尚酒税、物品税につ
いては前同議員と殆んど同じやうな理
由によるのであります。更にこの取
引商税の問題に至りましては、これは
民自党の公約にもはつきり定まつてお
ります通り、この程度の修正案では
何にもならないのであります。この

出席者は左の通り。
委員長 櫻内 辰雄君
理事 渡多野 鼎君
黒田 英雄君
委員 天田 勝正君
森下 政一君
玉屋 喜章君
西川 基五郎君
高瀬 莊太郎君
油井 賢太郎君
中西 功君
川上 嘉君
小川 友三君
政府委員 大蔵事務官 愛知 揆一君
(銀行局長)

四月二十七日予備審査のため、本委員
会に左の事件を付託された。
一、たばこ専賣法案
一、塩専賣法案
一、復興金融公庫に対する政府出資等
に關する法律案
たばこ専賣法案
たばこ専賣法
國會は、煙草専賣法(明治三十七
年法律第十四号)の全部を改正する
この法律を制定する。
目次
第一章 総則(第一條―第三條)
第二章 耕作(第四條―第二十六
條)
第三章 製造(第二十七條)
第四章 輸入(第二十八條)
第五章 販賣(第二十九條―第四
十五條)

第六章 輸出(第四十六條―第五
十條)
第七章 製造たばこ用巻紙(第五
十一條―第六十一條)
第八章 雜則(第六十二條―第七
十條)
第九章 罰則(第七十一條―第七
十九條)
附則
第一章 總則
(定義)
第一條 この法律において、「たば
こ」とは、たばこ屬の植物をい
う。
2 この法律において「葉たばこ」と
は、たばこの葉をいう。
3 この法律において、「製造たば
こ」とは、葉たばこを主原料とし、
喫煙用、かみ用又はかき用に供し
うる状態に製造したものをいう。
4 この法律において「製造たばこ
用巻紙」とは、製造たばこのさや
紙用に製造された紙をいう。
(専賣權)
第二條 たばこ種子の輸入、葉たば
この一手買取、輸入及び販賣、製
造たばこの製造、輸入及び販賣並
びに製造たばこ用巻紙の一手買
取、輸入及び販賣の權限は、國に
專屬する。
(専賣權の實施)
第三條 前條の規定により國に專屬
する權限及びこれに伴ふ必要な事
項は、この法律及び日本専賣公社
法(昭二十三年法律第二百五十五
号)の定めるところにより、日本
専賣公社(以下「公社」という。)に
行わせる。
第二章 耕作

は、再査定に要した費用は、その

れまして、折角の改正が、何ら本當に
このために困つておる人々には何にも
りまする通り、この程度の修正案では
何にもならないのでありまして、この
す。本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十六分散会
第五章 販賣（第二十九條―第四
十五條）
第二章 耕作

（耕作の許可）

第四條 公社又は第八條
第一項若しくは第二十六條第一項
の許可を受けた者でなければ耕作
し、又は耕作してはならない。

（収納）

第五條 公社は、第十八條第三項の
規定により廃棄するものを除き、
公社の許可を受けてたばこの耕作
をする者以下「耕作者」というもの
の收穫したすべての葉たばこを收
納する。

2 前項の收穫の價格は、毎年公社
が定めて、あらかじめ公告する。

（耕作区域）

第六條 公社は、たばこの耕作区域
を定めて公告する。

（耕作計画）

第七條 公社は、毎年耕作するたば
この種類及び耕作面積を定めて、
あらかじめ公告する。

（許可の申請）

第八條 たばこを耕作しようとする
者は、毎年耕作地の位置及び面
積、たばこの種類並びに乾燥場及
び貯置場の位置を定め、公社に申
請して、その許可を受けなければ
ならない。

2 耕作者が前項に規定する事項を
変更し、又はその耕作を廃止し
ようとするときは、公社に申請
して、その許可を受けなければ
ならない。

3 前項の耕作廃止の許可申請が正
當の事由に基いてなされたとき
は、公社は、葉たばこの生産確保
上著しい支障がない限り、その許
可を拒むことができない。

（許可の制限）

第九條 公社は、左の各号の一に該
當する場合においては、たばこの
耕作を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処
罰（第七十九條において準用す
る國稅犯則取締法（明治三十三年
法律第六十七号）に基いてさ
れる通告の処分を含む。以下同
じ）され、その処罰の日から二
年を経ない者である場合。但
し、懲役に処せられた者につい
ては、その執行を終り、又は執
行を受けることがなくなつた日
から二年を経ない者である場
合。

二 申請者がこの法律に基いてた
ばこの耕作の許可を取り消され、
取消の日から二年を経ない
者である場合。
三 申請者の耕作の成績が不良で
あつた場合。
四 たばこ耕作上又は取締上不適
當と認める場所に耕作しようと
する場合。
五 申請面積の著しく少い場合。
六 その他たばこの耕作上不適當
であると認める場合。

2 法人が申請者である場合におい
ては、前項第一号及び第二号の規
定の適用については、法人の代表
者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者
である場合においては、第一項第
一号及び第二号の規定の適用につ
いては、その法定代理人もまた申
請者とみなす。但し、営業に関し
成年者と同一の能力を有する未成
年者の場合においては、この限り
でない。

（耕作の引継）

第十條 耕作者が死亡した場合にお
いて、引き続きたばこを耕作し
ようとする相続人は、遅滞なくそ
の旨を公社に届け出なければなら
ない。

2 前項の外、耕作者のたばこの耕
作を引き継ぐとする者は、公社
の許可を受けなければならぬ。
3 前項第一号第一号から第三号ま
で、第二項及び第三項の規定は、
前項の許可について準用する。

（たばこ種子）
第十一條 公社又は耕作者でなけれ
ば、たばこ種子を所有してはなら
ない。

2 公社は、必要があると認めると
きは、耕作者に対してたばこ種子
を交付することができる。

（たばこ苗）

第十二條 公社又は耕作者でなけれ
ば、たばこ苗を育成してはならな
い。

2 たばこ苗を育成しようとする者
は、毎年苗床の位置及び坪数を定
めて、公社に申請して、その許可
を受けなければならぬ。

3 第八條第二項及び第三項の規定
は、前項に規定する事項を変更
し、又はたばこ苗の育成を廃止し
ようとする場合に準用する。

4 たばこ苗を譲り渡し、又は譲り
受けようとする者は、公社の許可
を受けなければならぬ。

（耕作及び收穫義務）

第十四條 公社は、收穫前に、葉た
ばこの收穫量目又は葉数を査定す
る。但し、査定の必要がないと認
めたときは、これを省略すること
ができる。

2 公社は、前項の規定により査定
をしようとする場合には、耕作者
に対してあらかじめその旨を通知
し、又は公告しなければならぬ。
前項但書の規定により査定を
省略しようとする場合も、同様と
する。

3 耕作者は、第一項の査定の場
合に、立ち合ふなければならない。
若し、正当の事由がなく立ち合
わなるときは、その査定に対し
て、第十五條の再査定の申立をす
ることができない。

（再査定）
第十五條 耕作者は、前條の量目又
は葉数の査定に不服があるとき
は、公社に対して再査定の申立を
することができる。

2 前項の再査定の申立は、正当の
事由に因り査定に立ち合ふなかつ
た場合を除いては、査定の際にし
なければならぬ。

3 第一項の再査定の申立があつた
ときは、公社は、二人以上の査定
人を選定し、再査定を行わせて、
その量目又は葉数を決定する。こ
の場合において、査定人は、少く
ともその半数を公社の職員でない
者から選定しなければならない。

4 再査定の申立人の主張する葉た
ばこの量目又は葉数と前項の規定
による決定額との差が前條の規定
による査定額と前項の規定による
決定額との差より大であるとき

（収獲後の処置）

第十六條 耕作者は、第十四條第一
項の規定による査定を受けた後又
は同條第二項の規定による査定の
省略の通知を受け、又は公告のあ
つた後でなければ公社の許可を受
けなないで葉たばこを採取し、又は
たばこの幹根を抜き取つてはなら
ない。前條の規定により再査定の
申立をした者について、その決定
前においても、同様とする。

第十七條 耕作者は、第二項の規定
による許可を受けた場合を除き、
一番葉の收穫を終つたときは、直
ちにたばこの幹根を抜き取り、そ
の幹に着いている葉たばこを廢棄
しなければならない。

2 耕作者は、たばこ種子の採取又
は一番葉の收穫をしようとする場
合においては、公社の許可を受け
なければならない。

3 前項の場合において、採取又は
收穫を終つたときは、第一項の処
置をしなければならない。

（納付）

第十八條 耕作者は、その收穫した
葉たばこを、公社の定める方法に
より乾燥調理した後、すべて公社
に納付しなければならない。

2 前項の納付の期目及び場所は、
公社が定める。

3 耕作者は、その收穫した葉たば
こで公社へ納付するに適しないも
のを、公社の承認を受けて廢棄し
なければならない。

(鑑定及び再鑑定)

第十九條 公社は、耕作者の納付した葉たばこの等級を鑑定し、その等級に相当する收納代金を支拂ふ。

2 耕作者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることができる。

3 前項の再鑑定の申立は、收納代金の請求前にしなければならぬ。

4 第十五條第三項の規定は、第二項の規定による再鑑定の申立に準用する。

5 再鑑定による葉たばこの等級が第一項の鑑定による等級より上位の等級とならないときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においてはその決定があるまで收納代金を支拂わなければならない。

(納付数量が不足)
第二十條 耕作者が納付した葉たばこの量目又は葉数の正当の事由がなく公社の査定し、又は決定した量目又は葉数に達しないときは、公社は、その不足額に対して、第二十一條第二項の規定に準じて算定した額の十倍以下に相当する金額を納付させることができる。

(耕作面積の減少又は耕作廃止)
第二十一條 耕作者が公社の許可を受けずに耕作面積を減少し、又は耕作を廃止したときは、公社は、その耕作地又は耕作地において生産すべきであつた葉たばこの

價格に相当する金額を納付させることができる。

2 前項の葉たばこの價格は、その年における近傍の類似耕作地における類似葉たばこの收納代金を標準として算定する。

第二十二條 耕作者がその耕作面積を減少し、又は耕作を廃止した場合において、その耕作を引き継ぐ者がなるときは、公社は、現存するたばこ又はたばこ苗を廃棄させることができる。

(葉たばこの運送)
第二十三條 耕作者の葉たばこは、その耕作地、乾燥場、蔵置場又は公社の定める納付場所へ運送する外、他へ運送してはならない。

2 公社は、必要と認めるときは、耕作者に対して、葉たばこの運送の通路及び時間を指示することができる。

(災害補償)
第二十四條 耕作者の耕作したたばこ又は收穫した葉たばこが風害、水害、震害、ひょう害、干害、病害その他の災害にかかり、著しい損害を受けたときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、その耕作者に損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(耕作者の団体)
第二十五條 公社は、耕作者の組織する団体又はその連合体に対し、公社の事務の一部を委託し、又はたばこ耕作の健全な発達を図るため必要な指示をすることができる。

2 公社は、前項の規定による委託又は指示を受けた団体又はその連合体に対し、大蔵省令の定めるところにより、交付金を交付することができる。

合休に對し、大蔵省令の定めるところにより、交付金を交付することができる。

(試作)
第二十六條 たばこを試作しようとする者は、その試作ごとに試作地の位置及び面積、たばこの種類並びに乾燥場及び蔵置場の位置を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 第五條、第八條第二項及び第三項、第九條(第一項第五号を除く)、第十條から第十二條まで、第十八條、第十九條第一項、第二十二條並びに第二十三條の規定は、前項の場合に準用する。

第三章 製造
第二十七條 製造たばこは、公社でなければ、製造してはならない。

第四章 輸入
第二十八條 たばこ種子、葉たばこ又は製造たばこは、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但し、健康上又は習慣上欠くことのできない製造たばこについては、その自用者は、公社の許可を受けて、その輸入をすることができる。

第五章 販賣
第二十九條 公社は、その指定した製造たばこの小賣人(以下「小賣人」という。)に製造たばこを販賣させることができる。

2 公社又は小賣人でなければ、製造たばこを販賣してはならない。(指定の申請)

第三十條 小賣人となろうとする者は、営業所の位置を定め、公社に申請して、営業所ごとにその指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。
一 営業所の設備の構造及びその附近の略図
二 製造たばこの取扱の予定高及びこれに充てることができる資金の総額
三 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類
四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名
五 小賣人が営業所の位置を変更しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

4 小賣人が営業所以外の場所に出張して製造たばこを販賣しようとするときは、その販賣をする場所及び期間を定め、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

(指定の制限)
第三十一條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、小賣人の指定をしないことができる。
一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。
二 申請者がこの法律に基いて小賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。

三 営業所の位置又は設備が製造たばこの小賣業を営むのに不適当と認められる場合。
四 製造たばこの取扱の予定高が公社の定める標準に達せず、その他著しく不適当と認められる場合。
五 営業所で事業として製造たばこの品質保持上不適当な物品を取り扱っている場合。
六 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、「前項第一号及び第二号及び「第一項第一号及び第二号」とあるのは、それ「第三十一條第一項第一号、第二号及び第六号」と読み替へるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)
第三十二條 小賣人の指定は、営業所ごとに三年以内の期間を定めて行ふ。

2 公社は、小賣人の指定をした場合には、これに對し指定を交付する。

3 公社は、第一項の期間が満了した場合において引き続き指定することを適當と認めるときは、第三十條の申請をまたないで、その指定をすることができる。

(小賣人の相続)
第三十三條 小賣人が死亡した場合において、引き続いて、その営業所で小賣人となろうとする相続人は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

は、その製作地又は製作地において生産すべきであつた葉たばこの

2 公社は、前項の規定による委託又は指示を受けた団体又はその通

造たばこを販賣してはならない。
(指定の申請)

取消の日から二年を経ない者である場合。

は、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

(定價)

第三十四條 公社は、大蔵大臣の認可を受け、製造たばこの小賣定價を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

3 小賣人は、第一項の小賣定價によらなければならない。製造たばこを販賣してはならない。

(指示義務)

第三十五條 小賣人は、その営業所に、製造たばこの小賣定價表を掲げなければならない。

(帳簿、報告及び届出)

第三十六條 小賣人は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

3 小賣人は、公社の指示するところにより、業務に関する報告を公社に提出しなければならない。

3 小賣人は、住所、氏名若しくは名称又は第三十條第二項に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

(買受販賣制限)

第三十七條 小賣人は、販賣のために公社以外の者から製造たばこを譲り受けるてはならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 産業その他の事由により、営業を継続することのできなくなつた小賣人から譲り受けるるとき。

二 裁断により取得するとき。

2 小賣人は、前項各号の場合において、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。

第三十八條 小賣人は、製造たばこの包装若しくはその内容を改変し、又は包装の破損し、若しくは汚染した製造たばこを販賣してはならない。

(指示)

第三十九條 公社は、小賣人に対し、小賣人の営業所の設備、営業所に備えて置くべき製造たばこの品種別数量、製造たばこの保存及び販賣の方法その他販賣に関する事項について指示することができ

2 公社は、小賣人の組織する団体又はその連合体に対し、製造たばこ小賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。

(差益及び差損)

第四十條 公社は、製造たばこの小賣定價を改定した場合において、現に小賣人の所有する製造たばこから生ずる差益又は差損の全部又は一部を小賣人に納付させ、又は小賣人に対し拂戻すことができる。

2 小賣人は、小賣定價の改定があつた場合においては、遅滞なくその改定があつたときにおいて所有する製造たばこの品種別数量を公社に届け出なければならない。

(引換)

第四十一條 公社は、製造たばこが左の各号の一に該当するときは、小賣人の請求により、これを引き換へなければならない。

一 品質が悪化したとき。

二 包装が破損し、又は汚染したとき。

三 前各号の外、公社が販賣に適しないと認めたとき。

2 前項の規定による引換の原因が公社の責に帰すべき場合又は不可抗力による場合を除き、小賣人は、製造たばこの減價に相当する金額を納付しなければならない。

(営業の廃止)

第四十二條 小賣人は、その営業所における営業を廃止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならない。

(指定の取消及び販賣の差止)

第四十三條 公社は、小賣人が左の各号の一に該当するときは、小賣人の指定を取り消すことができる。

一、この法律の規定に違反したとき。

二、この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三、第三十一條第一項第五号に該当するに至つたとき。

四、第三十一條第一項第六号に該当するに至つたとき。

五、正当の事由がなく、引き続き一月以上営業せず、又は製造たばこの買受高が引き続き三月以上公社の定める標準に達しないとき。

六、第三十六條の帳簿又は報告に虚偽の記載があつたとき。

2 公社は、小賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、指定の取消に代え、一月以内の期間を定めて、製造たば

この販賣を差止めることができる。

8 第九條第二項又は第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」とあるのは、それぞれ「第二号」とあるのは、それぞれ「第四十三條第一項第一号、第二号及び第四号」と、申請者となるのは「小賣人」と読み替へるものとす

第四十四條 公社は、前條の規定により小賣人の指定の取消又は販賣の差止をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、小賣人又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與へるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

(買戻)

第四十五條 小賣人は、産業その他の事由により営業を継続することができない事情が生じたときは、その事実の発生後三十日以内に、現存する製造たばこの買戻を公社に請求することができる。

2 公社は、前項の規定により買戻を請求した製造たばこが公社の責に帰すべき事由又は不可抗力によらないで第四十一條第一項第一号又は第二号に該当するものであるときは、拂戻すべき金額から減價に相当する金額を控除する。

第六節 輸出

第四十六條 公社は、葉たばこ若しくは製造たばこを輸出し、又は輸出のためこれを買戻すことができる。

2 公社は、葉たばこ又は製造たばこの輸出のための買戻價格を定める。

3 第三十四條第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(帳簿及び証明書類)

第四十七條 前條の規定により、輸出のため、葉たばこ又は製造たばこを買戻した者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 前條の規定により、輸出のため、葉たばこ又は製造たばこを買戻した者は、公社の指示した期間内に、輸出免状及び外國仕向港に陸揚をしたことを証する書類を公社に提出しなければならない。

3 正当の事由がなく、前項の免状及び書類を提出しない場合においては、その葉たばこ又は製造たばこは、正当の事由がなく不足したものとみなして第五十條の規定を適用する。

(輸出前の制限)

第四十八條 輸出のため公社から買戻した葉たばこ又は製造たばこは、輸出前に他に譲り渡し、又は消費してはならない。但し、公社の許可を受けて輸出のため他に譲り渡す場合は、この限りでない。

この場合においては、輸出のため公社から買戻した葉たばこ又は製造たばこを買戻したものとみなす。

2 輸出のため公社から買戻した葉たばこ又は製造たばこで使用に適しなくなつたものは、公社の許可を受けなければ廃棄してはならない。

第九

第七節 大蔵委員会會議第二十一号 昭和二十四年四月二十八日【參照】

(輸出の取止)

第四十九條 輸出のため葉たばこ又は製造たばこを買受けた者が輸出を取り止めたときは、買受けた者の申請に基づき、公社は、その使用に適するものを買い戻し、その他のものを廃棄せなければならない。

2 輸出のため公社から買受けた葉たばこ又は製造たばこをその買受の日から一年を過ぎても輸出しないときは、公社は、その使用に適するものを買い戻し、その他のものを廃棄させることができる。

3 第四十五條第二項の規定は、前二項の規定による買戻しに準用する。

(不足額に対する追徴)

第五十條 この章の規定により、輸出し、買い戻され、及び廃棄した葉たばこ並びに現存する葉たばこの総量目が、輸出のため公社から買受けた葉たばこの総量目に比し、正当の事由がなく不足したときは、公社は、買受けた者に對して、その不足量目の葉たばこの賣渡價格に相当する額の四倍以下に相当する金額を納付させることができる。公社から輸出のため買受けた製造たばこの総量目についても、同様とする。

第七章 製造たばこ用巻紙

(製造の許可)

第五十一條 製造たばこ用巻紙(以下「巻紙」という)は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ製造してはならない。

2 巻紙を製造しようとする者は、

製造場及び貯蔵場の位置を定め、公社に申請して、製造場ごとにその許可を受けなければならない。

3 前項の許可申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造場及び貯蔵場の設備の構造並びに一箇年の製造能力

二 巻紙の製造に充てることができる資金の総額

三 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

4 巻紙を製造する者が第二項に規定する事項を変更しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

(製造許可の制限)

第五十二條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、巻紙の製造を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基づいて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基づいて巻紙製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 製造場又は貯蔵場の設備が巻紙を製造するのに不適当と認められる場合。

四 巻紙の製造予定高が公社の定める標準に達しない場合。

五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基

礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十二條第一項第一号、第二号及び第五号」と読み替へるものとする。

(製造)

第五十三條 公社は、その許可を受けて巻紙を製造する者(以下「巻紙製造者」という)に對し、製造場ごとに毎年その製造予定高を定めて通知しなければならない。

2 巻紙製造者は、公社の定める方法により、巻紙の製造をしなければならない。

(収納)

第五十四條 公社は、巻紙製造者の製造したすべての巻紙を収納する。但し、第五十五條第三項の規定により処理するものについては、この限りでない。

2 公社は、巻紙の品質、規格及び収納價格を定める。

(納付)

第五十五條 巻紙製造者は、その製造した巻紙を、すべて公社に納付しなければならない。

2 前項の納付の期日及び場所は、公社が定める。

8 巻紙製造者は、その製造した巻紙で公社へ納付するに適しないものを、公社の指示するところにより、処理しなければならない。

(検査)

第五十六條 公社は、巻紙製造者の

納付した巻紙の品質及び規格を検査し、その品質及び規格に相当する収納代金を支拂う。

(帳簿及び届出)

第五十七條 巻紙製造者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 巻紙製造者は、住所、氏名若しくは名称又は第五十一條第三項に記載した事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

(製造の休止及び廃止)

第五十八條 巻紙製造者は巻紙の製造を休止し、又は廃止しようとするときは、公社に申請して、その許可を受けなければならない。

2 前項の製造の休止又は廃止の許可申請が正当の事由に基づいてなされたときは、公社は、巻紙の生産確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができる。

3 巻紙製造者は、巻紙の製造を休止し、若しくは廃止したとき、又は製造の許可を取り消されたときは、公社の承認を受けなければ、現存する巻紙の原料、原質又はその半製品を処分してはならない。

(許可の取消)

第五十九條 公社は、巻紙製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。

二 正当の事由がなく、巻紙の製造について公社の定めた方法によらないとき。

三 第五十二條第一項第五号に該

当するに至つたとき。

四 正当の事由がなく、引き続き六月以上巻紙の製造を休止したとき又は製造高が公社の定める予定高に比し著しく不足するとき。

五 第五十七條の帳簿又は届出に虚偽の記載があつたとき。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号及び第二号」及び「第一項第一号及び第二号」とあるのはそれぞれ「第五十九條第一項第一号から第三号まで」と、「申請者」とあるのは「巻紙製造者」と読み替へるものとする。

3 第一項の規定により許可を取り消した場合においては、公社は、必要と認めるときは、巻紙製造者であつた者に一定の期間内製造その他の行為を継続させることができる。この場合においては、その継続の期間内は、巻紙製造者とみなす。

4 第四十四條の規定は、第一項の規定による許可の取消に準用する。

(販賣)

第六十條 巻紙は、公社又は小賣人でなければ販賣してはならない。

2 第三十四條から第四十一條までの規定は、巻紙の販賣に準用する。

(輸出入)

第六十一條 公社は、巻紙を輸出し、又は輸出のため、これを賣り渡すことができる。

2 第四十六條第二項から第五十條までの規定は、前項の場合に準用する。

造してはならない。
2 巻紙を製造しようとする者は、
五 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基
第五十六條 公社は、巻紙製造者の
三 第五十二條第一項第五号に該
よらないとき。
までの規定は、前項の場合に準用する。

8 巻紙は、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。
第八章 雜則
(特別賣渡)
第六十二條 公社は、農産物の製造の用に供する目的その他の目的に充てるため、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを賣渡することができる。

2 前項の規定により買受けた者は、その買受けた葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを賣渡の際公社の定めた目的以外の目的に充ててはならない。
3 第一項の規定により、葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを賣渡した者は、公社の定めるところにより、帳簿を製作し、農産物の製造又は製品の処分等に関する事項を記載しなければならない。
(賣渡代金の延納許可)
第六十三條 公社は、葉たばこ、製造たばこ、葉たばこ若しくは製造たばこのくず又は巻紙を賣渡する場合において、特に必要があることを認めるときは、その代金の延納を許可することができる。

2 前項の規定により代金の延納を許可する場合においては、公社は、大蔵大臣の承認を受けて、又は大蔵大臣の定めた条件に従つてこれをしなければならない。
(見本及び標本)
第六十四條 公社は、見本又は標本に供する場合においては、たばこ

種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙を交付し、又はその輸入を許可することができる。
2 前項の規定により、交付又は輸入の許可を受けたたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙は、見本又は標本に供する場合の外、公社の許可を受けなければ処分してはならない。
(器具機械の製作等の制限)
第六十五條 製造たばこの製造用器具機械は、公社又は公社の許可を受けた者でなければ、製作し、販賣し、輸出し、又は輸入してはならない。
2 前項の規定により許可を受けた者は、製造用器具機械を設置する場所を公社に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も、同様とする。
(所有等の制限)
第六十六條 何人も、この法律の規定により認められた場合を除く外、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、公社の賣渡さな製造たばこ若しくは巻紙又は製造たばこの製造用器具機械を所有し、所持し、譲り渡し、又は譲り受けてはならない。但し正当の事由により、これを所有し、又は所持する場合、この限りでない。
2 この法律により没収する場合を除く外、公社は、前項に該当する物件を廃棄させ、又は自ら廃棄しその他必要な処分をすることができる。
(代用品の製造及び販賣禁止)
第六十七條 何人も、営業の目的をもつて、製造たばこに代用する物

品を製造し、又は販賣してはならない。
(法律違反者に対する許可取消)
第六十八條 耕作者、公社の許可を受けてたばこの試作をする者(以下「試作者」という)又は製造たばこの製造用器具機械の製作者、販賣者、輸出者若しくは輸入者がこの法律の規定に違反したときは、公社は、その耕作、試作、製作、販賣、輸出又は輸入の許可を取り消すことができる。
2 第四十四條の規定は、前項の規定による許可の取消に準用する。
(立入検査)
第六十九條 公社は、その職員をして左に掲げる場所に立ち入り、たばこ種子、たばこ苗、たばこ、葉たばこ、製造たばこ、巻紙、製造たばこの製造用器具機械、帳簿又は書類を検査させることができる。
一 たばこの苗床、耕作地若しくは試作地、葉たばこの乾燥場若しくは貯蔵場又は耕作者若しくは試作者の住所、事務所若しくは営業所
二 たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ、巻紙若しくは製造たばこの製造用器具機械の輸入者、小賣人、輸出のため葉たばこ、製造たばこ若しくは巻紙を買い受けた者、巻紙製造者、第六十二條の規定により葉たばこ、製造たばこ若しくはこれらのかくずを買い受けた者又は製造たばこの製造用器具機械の製造者、販賣者若しくは輸出者の事務所、営業所、工場、事業場又は倉庫

(製造たばこの製造用器具機械の設置場を含む。)
2 当該職員は、前項の規定による立入検査をする場合においては、その身分を示す証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。
(強制徴収)
第七十條 第十五條第四項、第十九條第五項、第二十條、第二十一條第一項、第四十條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。及び第五十條(第六十一條第二項において準用する場合を含む。の)の規定により、公社に納付すべき金額は、國稅滞納処分(の)例により徴収することができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。
第九章 罰則
第七十一條 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第四條、第十二條第一項(第二十六條第二項において準用する場合を含む。第三十七條第一項(第六十條第二項において準用する場合を含む。第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。第六十二條第二項、第六十五條第一項、第六十六條第一項又は第六十七條の規定に違反した者
二 許可を受けた耕作地若しくは試作地の位置以外の場所、又は許可を受けた面積をこえてたばこを耕作し、又は試作した耕作者又は試作者
三 公社に納付しなければならない

い葉たばこ又は巻紙を消費し、又は隠した者
四 第二十七條又は第五十一條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を製造し、又はこれらの製造の準備をした者
五 第二十九條第二項又は第六十條第一項の規定に違反して、製造たばこ若しくは巻紙を販賣し、又はこれらの販賣の準備をした者
六 第四十八條第一項(第六十一條第二項において準用する場合を含む。の)の規定に違反して譲り渡された葉たばこ又は製造たばこ(第六十一條第二項において準用する場合、巻紙)を譲り受けた者
七 第六十二條第二項の規定に違反して譲り渡された葉たばこ、製造たばこ又は葉たばこ若しくは製造たばこのくずを譲り受けた者
第七十二條 公社の委託又は許可を受けないで、たばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の輸入をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。但し、輸入したたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻紙の價額の十倍が三十万円をこえるときは、罰金は、当該價額の十倍以下とする。
2 前項の罪を犯す目的をもつてその準備をした者又は同項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者は、同項の例による。
3 第一項の價額は、そのたばこ種子、葉たばこ、製造たばこ又は巻

紙の生産地又は仕入地における原
價に、荷造費、運送費、保険料そ
の他輸入地に到着するまでの諸費
及び輸入税に相当する金額を加え
たものとする。

第七十三條 左の各号の一に該当す
る者は、十萬圓以下の罰金に処す
る。

一 第十六條、第三十四條第三項
（第六十條第二項において準用
する場合を含む）、第三十八條
（第六十條第二項において準用
する場合を含む）、第四十八條
第二項（第六十一條第二項にお
いて準用する場合を含む）、第
五十五條第三項又は第五十八條
第三項の規定に違反した者
二 許可を受けない種類のたばこ
を耕作し又は試作した耕作者又
は試作者

三 第十條第二項（第二十六條第
二項において準用する場合を含
む）の規定に違反してたばこの
耕作又は試作を引き継いだ者
四 許可を受けないでたばこ苗を
育成し、又は許可を受けた苗床
の位置以外の場所、若しくは
許可を受けた坪数をこえてたば
こ苗を育成した耕作者又は試作
者

五 許可を受けた乾燥場又は設置
場以外の場所で葉たばこを乾燥
し、又は設置した耕作者又は試
作者

六 第十七條第二項の規定に違反
して、たばこ種子を採取し、又
は二番葉を收穫した者

七 第二十三條（第二十六條第二
項において準用する場合を含む）

む。以下この号において同じ）
第一項の規定に違反し、又は第
二十三條第二項の規定による公
社の指示に違反して葉たばこを
運送した者

八 第三十條第三項又は第四項の
規定に違反して、営業所の位置
を変更し、又は製造たばこの出
張販賣をした者

九 正当の事由がなくして第三十九
條第一項（第六十條第二項にお
いて準用する場合を含む）の規
定による公社の指示に違反した
者

十 第五十一條第四項の規定に違
反して、同條第二項に規定する
事項を変更した者

十一 第五十八條第一項の規定に
違反して、巻紙の製造を休止
し、又は廃止した者

第七十四條 左の各号の一に該当す
る者は、五萬圓以下の罰金に処す
る。

一 第十條第一項（第二十六條第
二項において準用する場合を含
む）、第三十三條、第三十五條
（第六十條第二項において準用
する場合を含む）又は第三十七
條第二項（第六十條第二項にお
いて準用する場合を含む）の規
定に違反した者

二 正当の事由がなくして公社の定
めた納付期日に葉たばこ又は巻
紙を納付しなかつた耕作者試作
者又は巻紙製造者

三 第三十六條第一項（第六十條
第二項において準用する場合を
含む）、第四十七條第一項（第
六十一條第二項において準用す

る場合を含む）、第五十七條第
一項又は第六十二條第三項の規
定による帳簿を作製せず、又は
所定の事項を記載せず、若しく
は虚偽の記載をした者

四 第三十六條第二項（第六十條
第二項において準用する場合を
含む）又は第四十條第二項（第
六十條第二項において準用する
場合を含む）の規定による報告
若しくは届出をせず、又は虚偽
の報告若しくは届出をした者

五 第四十二條の規定に違反し
て、営業を廃止した者

六 第六十四條第二項の規定に違
反して、たばこ種子、葉たば
こ、製造たばこ又は巻紙を消費
し、又は廃棄した者

七 第六十九條の規定による検査
を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五條 第七十一條、第七十二
條第一項若しくは第二項又は第七
十三條第四号から第七号までの犯
罪に係るたばこ、たばこ種子、た
ばこ苗、葉たばこ、製造たばこ、
葉たばこ若しくは製造たばこのく
ず、巻紙、製造たばこの代用品、
その原料又は製造たばこ、巻紙若
しくは製造たばこの代用品の製造
用器具機械は、沒收する。

2 前項の物件を他に譲渡し、若
しくは消費したとき又は他にその
物件の所有者があつて沒收するこ
とのできないときは、その價額を
追徴する。

第七十六條 第七十一條又は第七十
二條第一項若しくは第二項の罪を
犯した者には、情状により、懲役及
び罰金を併科することができる。

第七十七條 法人の代表者、法人又
は人の代理人、使用人その他の従
業者が法人又は人の業務又は財産
に關して第七十一條から第七十四
條までの違反行為をしたときは、
行為者を罰する外その法人又は人
に對し各本條の罰金刑を科する。

第七十八條 第七十一條から第七十
四條まで（第七十四條第三号及び
第七号を除く）の罪を犯した者に
は、刑法（明治四十年法律第四十
五号）第三十八條第三項但書、第
三十九條第二項、第四十條、第四
十一條、第四十八條第二項、第六
十三條及び第六十六條の規定は、
適用しない。但し、懲役刑に処す
る場合又は懲役及び罰金を併科す
る場合における懲役刑については、
この限りでない。

第七十九條 國稅犯則取締法の規定
は、この法律の違反事件に準用す
る。この場合においては、この法
律の違反事件は、間接國稅の犯則
事件とする。

2 前項の場合において、國稅犯則
取締法に規定する財務局長又は税
務署長の職務は、公社の總裁の推
薦に基づき、その管轄区域を定めて
大蔵大臣が指定する公社の役員又
は職員が行う。

3 第一項の場合において、國稅犯
則取締法に規定する收税官吏の職
務は前項の規定により大蔵大臣が
指定する公社の役員又は職員の管
轄区域に關し公社の總裁の推薦に
基き大蔵大臣が指定する公社の職
員並びに政令で定める司法警察職
員及び國家公務員が行う。この場

合において、財務局長の職務を行
う公社の役員又は職員の管轄区域
に應じて指定された公社の職員
は、財務局長の收税官吏と、税務署
長の職務を行う公社の役員又は職員
の管轄区域に應じて指定された公
社の職員並びに政令で定める司法
警察職員及び國家公務員は、税務
署の收税官吏とする。

4 公社の總裁は、候補者を定めて
前二項の規定による推薦をしなけ
ればならない。

5 第二項又は第三項に規定する役
員又は職員が國稅犯則取締法に規
定する財務局長、税務署長又は收
税官吏の職務を行う場合において
は、大蔵大臣がこれを監督する。

6 大蔵大臣は、必要があると認め
るときは、第二項又は第三項の規
定による指定を解除することができる。

7 大蔵大臣は、第二項又は第三項
に規定する役員又は職員が國稅犯
則取締法に規定する財務局長、税
務署長又は收税官吏の職務を行う
場合において同法若しくは同法に
基き命令若しくは第五項の規定に
よる大蔵大臣の監督上の命令に違
反したとき又はその職務を怠つた
ときは、役員については、自ら解
任し、職員については、公社の總裁
に懲戒すべきことを命ずることが
できる。日本事實公証法第二十
四條及び第四十五條の規定は、こ
の場合に準用する。

8 第一項において準用する國稅犯
則取締法第十四條第一項の規定に
よる通告により納付された金銭そ
の他の物品は、國庫に帰屬する。

七 第二十三條(第二十六條第二項)において準用する場合を含む。、第四十七條第一項(第六十一條第二項)において準用する者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

員並びに政令で定める司法警察職員及び國家公務員が行う。この場合の他の物品は、國庫に帰属する。

9 第二項又は第三項に規定する役員又は職員が國稅犯則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務を行う場合における國家賠償法(昭和二十二年法律第百二十五号)の規定の適用について、当該職務の遂行を國の公權力の行使とし、当該役員又は職員を國の公務員とする。

10 第一項において準用する國稅犯則取締法による公社の役員及び職員職務の遂行に要する経費は、公社の負担とする。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 改正前の鹽專賣法(以下「旧法」という)又これに基く命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分は、これらの処分があつた日において、この法律に基いて公社がしたものとみなす。

3 旧法又はこれに基く命令による申請、異議若しくは再鑑定、の申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。

4 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、葉たばこ、巻紙その他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとする。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物について、同様とする。

5 この法律施行前に旧法第三十七條ノ第三項の規定に基いて通知をし、まだ許可の取消をしていない場合において、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。

6 旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

7 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 旧法の違反事件については、第七十九條の例による。

9 旧法第六十七條において準用する國稅犯則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。

10 この法律施行の際における第七十九條第二項又は第三項の規定による公社の役員又は職員は、指定は、公社の總裁の推薦によらないですることが出来る。

11 前項の規定による指定は、この法律施行の日から一月を経過した日又は公社の總裁の推薦に基いて第七十九條第二項若しくは第三項の規定による指定があつた日において効力を失う。

12 この法律施行前に政府の賣り渡した葉たばこ、製造たばこ及び巻紙は、この法律により公社の賣り渡したものとみなす。

13 第三十四條第二項(第四十六條第三項及び第六十條第二項)において準用する場合を含むこの財政法第三條には、財政法第三條の特例

に關する法律(昭和二十三年法律第二十七号)が効力を有する間は、同法を含むものとする。

14 事業團體法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第三号を次のように改める。

三 たはこ專賣法(昭和二十四年法律第 号第二十五條)及び第三十九條第二項

15 日本專賣公社法の一部を次のように改正する。

第一條中「鹽專賣法明治三十七年法律第十四号」を「鹽專賣法(明治三十八年法律第十一号)及び粗製鹽、鹽鹼油專賣法(明治三十六年法律第五号)を「たばこ專賣法(昭和二十四年法律第 号)、鹽專賣法(昭和二十四年法律第 号)及びしよ、腦專賣法(昭和二十四年法律第 号)」に改める。

第二十七條中「たばこ」を「製造たばこ」に、「たばこ用巻紙」を「製造たばこ用巻紙」に改め、同條第一号、第三号及び第六号中「しよ、腦油」を「しよ、腦原油」に改め、同條第二号中「及び塩」を「塩及びびにがり」に改め、同條第四号及び第五号中「粗製しよ、腦」を「しよ、腦」に改め、同條第六号中「塩、」の下に「にがり、」を加える。

第二十七條第七号及び第四十五條第一項第一号中「鹽專賣法、鹽專賣法及び粗製鹽、鹽鹼油專賣法」を「たばこ專賣法、鹽專賣法及びしよ、腦專賣法」に改める。

鹽專賣法案
鹽專賣法
國會は、鹽專賣法(明治三十八年法律第十一号)の全部を改正する。この法律を制定する。

目次

第一章 總則(第一條—第三條)

第二章 製造(第四條—第二十一條)

第三章 輸入(第二十二條)

第四章 販賣(第二十三條—第四十條)

第五章 輸出(第四十一條)

第六章 雜則(第四十二條—第四十六條)

第七章 罰則(第四十七條—第五十五條)

附則

第一章 總則

(定義)

第一條 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。但し、チリ硝石、カイニット、シルヴァニットその他大藏省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「にがり」とは、塩を製造する際、かん水から塩を析出した母液又は残液をいう。

3 この法律において「かん水」とは、海水又はかん泉に操作を加えた液体で、その含有固形物中に塩化ナトリウムを百分の五十以上含有し、錫氏十五度における比重がホーメ比重計指度五度以上であるものをいう。

4 この法律において塩の「再製」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用價值を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。

5 この法律において塩の「加工」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用價值を高めるためこれを焼く、洗ひ、くたき、圧さくする等溶解以外の方法により塩の形状を変え、又はその不純物を除去若しくは變質させることをいう。

(專賣權)

第二條 塩及びにがり一手買取、輸入、再製、加工及び販賣の權能は、國に專屬する。

(專賣權の実施)

第三條 前條の規定により國に專屬する權能及びこれに伴ふ必要な事項は、この法律及び日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本專賣公社(以下「公社」という)に行はれる。

第二章 製造

(製造の許可)

第四條 塩、にがり又はかん水は、公社又は第六條第一項の許可を受けた者でなければ製造(再製を除く。以下同じ)してはならない。

(收納)

第五條 公社は、その許可を受けて塩又はにがりを製造する者の製造したすべての塩又はにがりを收納する。但し、許可を受けて塩を製造する者及びその従業者が使用する塩で大藏省令の定めるものについては、この限りでない。

第一條 この法律において「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が百分の四十以上の固形物をいう。但し、チリ硝石、カイニット、シルヴァニットその他大藏省令で定める鉱物を除く。

2 この法律において「にがり」とは、塩を製造する際、かん水から塩を析出した母液又は残液をいう。

3 この法律において「かん水」とは、海水又はかん泉に操作を加えた液体で、その含有固形物中に塩化ナトリウムを百分の五十以上含有し、錫氏十五度における比重がホーメ比重計指度五度以上であるものをいう。

4 この法律において塩の「再製」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用價值を高めるため塩を溶解しその溶解した物に操作を加えて、再び塩を製造することをいう。

5 この法律において塩の「加工」とは、自己の用に供する場合を除き、塩の利用價值を高めるためこれを焼く、洗ひ、くたき、圧さくする等溶解以外の方法により塩の形状を変え、又はその不純物を除去若しくは變質させることをいう。

(專賣權)

第二條 塩及びにがり一手買取、輸入、再製、加工及び販賣の權能は、國に專屬する。

(專賣權の実施)

第三條 前條の規定により國に專屬する權能及びこれに伴ふ必要な事項は、この法律及び日本專賣公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の定めるところにより、日本專賣公社(以下「公社」という)に行はれる。

第二章 製造

(製造の許可)

第四條 塩、にがり又はかん水は、公社又は第六條第一項の許可を受けた者でなければ製造(再製を除く。以下同じ)してはならない。

(收納)

第五條 公社は、その許可を受けて塩又はにがりを製造する者の製造したすべての塩又はにがりを收納する。但し、許可を受けて塩を製造する者及びその従業者が使用する塩で大藏省令の定めるものについては、この限りでない。

第七部 大藏委員會會議錄第二十一号 昭和二十四年四月二十八日【參照】

一三

(253)

2 前項の收納の價格は、公社が定めて、あらかじめ公告する。

(許可の申請)

第六條 塩、にがり又はかん水を製造しようとする者は、製品の種類、製造の方法、製造場及び貯蔵所の規模及び位置並びに一箇年の製造能力を定め、公社に申請して、製造場ごとにその許可を受けなければならない。

2 前項の申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造場及び貯蔵所の設備の構造

二 製造着手の予定日及び年間における操業の時期

三 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

四 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

3 第一項に規定する事項を変更しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第七條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、塩、にがり又はかん水の製造を許可しないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰(第五十五條において準用する國稅犯取締法(明治三十三年法律第六十七号)に基いてされる通告の処分を含む。以下同じ。され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に処せられた者については、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて製造の許可を取り消され、取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者が塩の販賣の業務を営んでいる場合。

四 製造場の位置若しくは設備又は製造方法が製造上又は取締上不適當と認められる場合。

五 一箇年の製造能力が公社の定める標準に達しない場合。

六 塩の需給調整上製造数量を制限する必要がある場合。

2 法人が申請者である場合においては、前項第一号から第三号までの規定の適用については、法人の代表者もまた申請者とみなす。

3 未成年者又は禁治産者が申請者である場合においては、第一項第一号から第三号までの規定の適用については、その法定代理人もまた申請者とみなす。但し、営業に關し成年者と同じ能力を有する未成年者の場合においては、この限りでない。

(製造の引継)

第八條 公社の許可を受けて塩、にがり又はかん水を製造する者(以下「製造者」という。)が死亡した場合においては、引継いて塩、にがり又はかん水の製造をしようとする人は、運搬なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 前項の外、製造者の塩、にがり又はかん水の製造を引き継ごうとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 前項第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第三項の規定

は、前項の許可について準用する。

(製造の制限)

第九條 公社は、塩にがり又はかん水の需給調整上必要があるときは、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造数量を制限することができる。

(指示)

第十條 公社は、製造者に対し、塩、にがり又はかん水の製造又は貯蔵について指示することができる。

(届出)

第十一條 製造者は、住所、氏名若しくは名称又は第六條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 製造者は、災害その他の事故に因り、塩にがり若しくはかん水又は製造場若しくは貯蔵所に損害を受けたときは、遅滞なく損害の原因及び程度を公社に届け出なければならない。

(廃止及び休止)

第十二條 製造者は、その製造場における製造を廃止しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。

2 前項の製造の廃止の許可申請が正当の事由に基いてなされたときは、公社は、その年における塩の製造数量の確保上著しい支障がない限り、その許可を拒むことができる。

3 製造者は、製造を休止し、又は休止後改めて製造に着手しようとする製造場があるときは、事由を具して公社に届け出なければならない。

(帳簿及び報告)

第十三條 製造者は、帳簿を作製し、公社の定める事項を記載しなければならない。

2 製造者は、公社の指示するところにより、業務に關する報告を公社に提出しなければならない。

第十四條 製造者は、第五條第一項但書に該當する場合を除き、その製造した塩及びにがりを、すべて公社に納付しなければならない。

2 公社は、製造者に対し、前項の納付の期日、場所及び運搬通路並びに塩の包装方法を指示することができる。

3 公社は、製造者の納付する塩又はにがりの品質が著しく粗悪な場合は、更に必要な処理をした上納付するよう指示することができる。

4 公社は、製造者に対し、第一項の規定により納付しなければならない塩又はにがりを公社の指定した者に引き渡すように指示することができる。この場合においては、公社が引渡を指示したとき、同項の規定による納付があつたものとみなす。

(鑑定及び再鑑定)

第十五條 公社は、製造者の納付(前條第四項の規定により納付があつたものとみなされる場合を含む。)した塩又はにがりの品質又は等級を鑑定し、その品質又は等級に相當する收納代金を支拂う。

2 製造者は、前項の鑑定に不服があるときは、公社に対して再鑑定を求めることができる。

3 前項の再鑑定の申立は、收納代金の請求前にしなければならない。

4 再鑑定の申立があつたときは、公社は、二人以上の鑑定人を選定し、再鑑定を行つて、その品質又は等級を決定する。この場合において、鑑定人は、少くともその半数を公社の職員でないものから選定しなければならない。

5 再鑑定による塩又はにがりの品質又は等級が第一項の鑑定による品質又は等級より上位の品質又は等級とならないときは、再鑑定に要した費用は、その申立人の負担とする。

6 公社は、第二項の規定による再鑑定の申立があつた場合においては、その決定があるまで收納代金を支拂わないことができる。

(災害補償)

第十六條 製造者が津波の害、風水害、地震その他の災害に因り、塩にがり又はかん水について滅失、損傷その他の事由に因る損害を受けたときは、公社、大蔵省令の定めるところにより、その製造者にその損害の一部に対する補償金を交付することができる。

(製造者の団体)

第十七條 公社は、製造者又は製塩施設の所有者の組織する団体又はその連合体に対し、公社の事務一部を委託し、又は製塩事業の健全な発達を図るため必要な指示をすることができる。

2 公社は、前項の規定により委託又は指示を受けた団体又はその連

三 申請者が製造者又は塩の再

しようとする相流人は、運搬なく

を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

3 前條第一項第一号から第三号まで及び第二項並びに第三項の規定

具して公社に届け出なければならぬ。

2 製造者は、前項の規定に不服があるときは、公社に対して再鑑定

2 公社は、前項の規定により委託又は指示を受けた團體又はその通

合休に對し、大藏省令の定めるところにより、交付金を交付すること

(許可の取消)

第十八條 公社は、製造者が左の各号の一に該当するときは、製造の許可を取り消すことができる。

一 この法律の法律の規定に違反したとき。

二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。

三 第七條第一項第三号に該当するに至つたとき。

四 正当の事由がなく一年以上製造をしないとき。

2 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

あるのは「製造者」と読み替へるものとする。

第十九條 公社は、前條規定により製造者の許可の取消をしようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、製造者又はその代理人の出頭を求め、釋明のための証拠を提出する機会を與へるため、公社の指定する職員をして聽聞をさせなければならない。

(廢棄物の処理)

第二十條 製造者がその許可を取り消され、又はその製造を廢止した場合において、にがり又はかん水が現存するときは、その現存する物については、その者をなお製造者とみなす。

(再製及び加工)

第二十一條 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、塩を再製し、又は加工してはならない。

第七節 大藏委員會會議第二十一号 昭和二十四年四月二十八日【參照】

2 藥事法(昭和二十三年法律第百九十七号)の規定に基いて第一條

第一項の規定に該当する医薬品を製造する者は、前項の規定にかかわらず、公社の許可を受けて、公社の買入れした塩を医薬品とする目的をもつて再製又は加工することが出来る。

第三章 輸入

(輸入)

第二十二條 塩及びにがりには、公社又は公社の委託を受けた者でなければ輸入してはならない。但、旅行者が自己の用に供するため携帯する塩又はにがりであつて大藏省令の定めるものについては、この限りでない。

第四章 販賣

(販賣)

第二十三條 公社は、その指定した塩の元賣人又は小賣人(以下「販賣人」という。)をして塩を販賣させることができる。

2 公社又は販賣人でなければ、塩を販賣してはならない。但し、藥事法第二條第四項第一号に該当する物又はこれをもつて製造若しくは調劑した物については、この限りでない。

3 塩元賣人は、公社から塩を買い受け、塩小賣人に販賣するものとする。但し、大藏省令の定める数量をこえるときは、直接消費者に販賣することができる。

4 塩小賣人は、塩元賣人から塩を買い受け、消費者に販賣するものとする。

5 公社又は公社の委託を受けた者でなければ、にがりを販賣してはならない。

(指定の申請)

第二十四條 販賣人となろうとする者は、元賣人又は小賣人の別並びに營業所及び貯蔵所の位置を定め、公社に申請して、その指定を受けなければならない。

2 前項の指定申請書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 貯蔵所の設備の構造

二 販賣品種

三 一箇年の販賣予定数量

四 販賣に充てることのできる資金の總額

五 現に他の事業を営んでいる場合には、その種類

六 法人である場合には、その資本金額及び役員の名

3 第一項に規定する事項を變更しようとするときは、公社の許可を受けなければならない。營業所又は貯蔵所を設置又は廢止しようとするときも、同様とする。

(指定の制限)

第二十五條 公社は、左の各号の一に該当する場合においては、販賣人の指定をしないことができる。

一 申請者がこの法律に基いて処罰され、その処罰の日から二年を経ない者である場合。但し、懲役に處せられた者については、その執行を終り又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない者である場合。

二 申請者がこの法律に基いて販賣人の指定を取り消され、その取消の日から二年を経ない者である場合。

三 申請者が製造者又は塩の再製、加工若しくは輸入の委託を受けた者である場合その他の事業として取締上不適当な物品を取り扱っている場合。

四 申請者が元賣人と小賣人とを兼ねようとする場合。

五 營業所又は貯蔵所の設備が塩の販賣を営むのに不適当と認められる場合。

六 塩の販賣予定数量が公社の定める標準に達せず、その他著しく不適当と認められる場合。

七 申請者が破産者で復権を得ていない場合その他その経営の基礎が著しく薄弱であると認められる場合。

2 第七條第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において「前項第一号から第三号まで」と及び「第一項第一号から第三号まで」とあるのはそれぞれ「第二十五條第一項第一号から第四号まで及び第七号」と読み替へるものとする。

(指定の期間及び指定書の交付)

第二十六條 販賣人の指定は、三年以内の期間を定めて行ふ。

2 公社は、販賣人の指定をした場合には、これに對し指定書を交付する。

3 公社は、第一項の期間が満了した場合において、引き続き指定することゝ適當と認めるときは、第二十四條の申請をまたないでその指定をすることができる。

(販賣の引継)

第二十七條 販賣人が死亡した場合において、引き継いで塩の販賣をしようとする相続人は、遲滞なくその旨を公社に届け出なければならぬ。

2 前項の外、塩の販賣を引き継ぐとする者は、公社の許可を受けなければならない。

3 第二十五條第一項第一号から第四号まで第七号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(公社の賣渡價格)

第二十八條 公社は、大藏大臣の認可を受けて、塩及びにがりの公社の賣渡價格を定めて公告する。

2 前項の規定は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三條の規定の適用を妨げるものではない。

(特別價格)

第二十九條 公社は、か性ソーダ、ソーダ灰その他政令で指定する化学製品の製造の用に供する者に塩を賣り渡す場合においては、前條の規定にかかわらず、大藏大臣の認可を受けて同條第一項の賣渡價格より低い價格(以下「特別價格」という。)でこれを賣り渡すことができる。

2 公社は、前項の規定に特別價格で塩を賣り渡す者に対し、帳簿の作製、報告の提出その他必要な指示をすることができる。第四項の規定による許可を受け譲り渡した塩を前項の用に供するため譲り受けた者についても、同様とする。

3 公社は、第一項に該当する者に特別價格で塩を賣り渡す場合においては、大藏省令の定めるところにより、その特別價格と前條第一

項の賣渡價格との差額の全部又は一部に相当する担保を提供させることができる。

4 第一項の用に供するため特別價格で買ひ受けた塩について、その目的を變更しようとするとき又はこれを他に譲り渡そうとするときは、公社の許可を受けなければならない。この場合においては、公社は、他の第一項に該当する者に譲り渡す場合を除き、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に相当する金額を徴収する。

5 特別價格以外の價格で買ひ受けた塩が第一項の用に供されたときは、公社は、その用に供した者に對し、大蔵省令の定めるところにより、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額の全部又は一部に相当する金額の交付金を交付することができる。

6 公社は、第一号又は第二号に該当する場合においては、特別價格と前條第一項の賣渡價格との差額に賣渡數量（第二号の場合には、不足した數量）を乗じて得た金額の二倍、第三号に該当する場合においては、虚偽の書類又は陳述に基づき受けた交付金額の二倍に相当する金額の範囲内で追徴金を徴収する。

一 特別價格で買ひ受けた塩について、公社の許可を受けないでその目的を變更した場合又は他に譲り渡した場合。
二 特別價格で買ひ受けた塩について、その目的に充てた數量が賣渡數量に對し正当の事由がなく不足した場合。

三 虚偽の書類又は陳述により第五項の交付金を受けた場合。
（保管料）
第三十條 公社は、公社から塩又はにがりを買ひ受けた者が公社の定める引取期限までにこれを引き取らないときは、相當の保管料を徴収することができる。但し、自己の責に帰することができない事由に因り引取をすることのできない日數に對しては、この限りでない。

（代金の延納）
第三十一條 公社は、公社から塩又はにがりを買ひ受ける者に對し、その代金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確實な担保を徴し、その代金の延納を許可することができる。

2 公社は、大蔵省令の定めるところにより、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、担保の全部又は一部の提供を免除することができる。

3 第一項の場合において、その代金を支拂期日までに支拂わないときは、公社は、大蔵省令の定めるところにより、遅延利息を徴収することができる。

4 公社は、第一項の規定により延納を許可した者について、延納継続の必要がないと認めるとき又は延納の継続を著しく不適当と認めるときは、延納の許可を取り消すことができる。
（販賣手数料）
第三十二條 公社、元賣人及び小賣人に對し、それぞれ塩の販賣に當り第二十八條第一項の賣渡價格に

加算すべき販賣手数料を定めて指示することができる。
第三十三條 公社は、大蔵省令の定めるところにより、元賣人以外のもの（第二十九條第一項に該当する者を除く）に塩を賣り渡す場合においては、第二十八條の規定にかかわらず、同條第一項の賣渡價格に元賣人又は小賣人の販賣手数料を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。

（買受販賣制限）
第三十四條 元賣人は、公社以外の者から、小賣人は、公社及び元賣人以外の者から、販賣のために塩を譲り受けてはならない。但し、左の各号の一に該当するときは、この限りでない。
一 廢業その他の事由により營業を継続することのできなかつた元賣人又は小賣人から、それぞれ元賣人又は小賣人が譲り受けるとき。

二 競落により取得するとき。
2 販賣人は、前項各号の場合においては、遅滞なくその旨を公社に報告しなければならない。
（混和禁止）
第三十五條 販賣人は、その販賣する塩に他物を混和してはならない。

2 販賣人は、他物の混和した塩を販賣してはならない。但し、自己の責に帰することができない事由に因り他物が混和した塩について公社の許可を受けた場合は、この限りでない。
（指示）
第三十六條 公社は、販賣人に對し、營業所及び貯藏所の設備、備えて置くべき塩の種類及び數量、塩の保存方法その他塩の買受及び販賣に関する事項について、指示することができる。

2 公社は、販賣人の組織する團體又はその連合体に對し、塩の販賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。
3 第三十三條の規定は、販賣人、その組織する團體又はその連合体に準用する。
（差益及び差損）
第三十七條 公社は、第二十八條第一項の賣渡價格を改定した場合において、現に販賣人の所有する塩から生ずる差益又は差損の全部又は一部を販賣人に納付させ、又は販賣人に對し拂戻すことができる。

し、營業所及び貯藏所の設備、備えて置くべき塩の種類及び數量、塩の保存方法その他塩の買受及び販賣に関する事項について、指示することができる。

2 公社は、販賣人の組織する團體又はその連合体に對し、塩の販賣業の健全な発達を図るために必要な事項を指示することができる。
3 第三十三條の規定は、販賣人、その組織する團體又はその連合体に準用する。
（差益及び差損）
第三十七條 公社は、第二十八條第一項の賣渡價格を改定した場合において、現に販賣人の所有する塩から生ずる差益又は差損の全部又は一部を販賣人に納付させ、又は販賣人に對し拂戻すことができる。

2 販賣人は、賣渡價格の改定があつた場合においては、遅滞なくその改定があつたときにおいて所有する塩の品種別數量を公社に届け出なければならない。
（届出）
第三十八條 販賣人は、住所、氏名若しくは名称又は第二十四條第二項に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を公社に届け出なければならない。

2 販賣人は、その營業を廢止しようとするときは、その旨を公社に届け出なければならない。
（指定の取消及び販賣の差止）
第三十九條 公社は、販賣人が左の各号の一に該当するときは、販賣人の指定を取り消すことができる。

一 この法律の規定に違反したとき。
二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。
三 第二十五條第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。
四 正当の事由がなく、引き續き三月以上營業をしないとき。
五 この法律に基く届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。
六 元賣人が正当の事申がなく、支拂期日を過ぎてなお塩の買受代金を完納しないとき。
2 公社は、販賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、指定の取消に代え、一月以内の期間を定めて、塩の販賣を差止めることができる。
3 第七條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「販賣人」と読み替へるものとする。

一 この法律の規定に違反したとき。
二 この法律に基いて公社の指示した事項に従わないとき。
三 第二十五條第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。
四 正当の事由がなく、引き續き三月以上營業をしないとき。
五 この法律に基く届出、報告又は帳簿に虚偽の記載があつたとき。
六 元賣人が正当の事申がなく、支拂期日を過ぎてなお塩の買受代金を完納しないとき。
2 公社は、販賣人が前項第一号又は第二号の規定に該当する場合においては、指定の取消に代え、一月以内の期間を定めて、塩の販賣を差止めることができる。
3 第七條第二項及び第三項の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において「申請者」とあるのは「販賣人」と読み替へるものとする。

4 第十九條の規定は、第一項の指定の取消及び第二項の販賣の差止に準用する。
（廢業後の処分）
第四十條 販賣人がその指定を取り消され、又はその營業を廢止した際所有する塩は、公社の指示を受けなければ処分してはならない。
第五章 輸出
（輸出）
第四十一條 公社は、塩若しくはにがりを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。
2 輸出のため公社から買ひ受けた

4 第十九條の規定は、第一項の指定の取消及び第二項の販賣の差止に準用する。
（廢業後の処分）
第四十條 販賣人がその指定を取り消され、又はその營業を廢止した際所有する塩は、公社の指示を受けなければ処分してはならない。
第五章 輸出
（輸出）
第四十一條 公社は、塩若しくはにがりを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。
2 輸出のため公社から買ひ受けた

4 第十九條の規定は、第一項の指定の取消及び第二項の販賣の差止に準用する。
（廢業後の処分）
第四十條 販賣人がその指定を取り消され、又はその營業を廢止した際所有する塩は、公社の指示を受けなければ処分してはならない。
第五章 輸出
（輸出）
第四十一條 公社は、塩若しくはにがりを輸出し、又は輸出のためこれを賣り渡すことができる。
2 輸出のため公社から買ひ受けた

賣渡数量に對し正当の事由がな
くて不足した場合。

人に對し、それぞれ塩の販賣に當
り第二十八條第一項の賣渡價格に

(指示)
第三十六條 公社は、販賣人に對

人の指定を取り消すことができ
る。

2 輸出のため公社から買ひ受けた
れを賣り渡すことができる。

塩又はにがりは、公社の許可がな
ければ、輸出前に他に譲り渡し、
又は消費してはならない。

3 公社は、必要があると認めると
きは、第一項の規定により、輸出
のため塩又はにがりを賣り渡した
者から、その賣り渡した塩又はに
がりに關する報告を提出させるこ
とができる。

第六章 雜則

(所有等の制限)

第四十二條 何人も、この法律の規
定により認められた場合を除く
外、公社の賣り渡した塩又はにが
りでなければ、所有し、所持し、
譲り渡し、又は譲り受けてはなら
ない。但し、正当の事由により所
有し、又は所持する場合は、この
限りでない。

2 この法律により没收する場合を
除く外、公社は前項に該當する物
件を、公社の定めるところにより
納付させることができる。この場
合においては、他物を混和した塩
又はにがりを除く外、第十五條第
一項の規定を準用する。

(かん水の譲渡)

第四十三條 かん水は、塩又はにが
りの製造者以外に譲り渡してはな
らない。但し、公社の許可を受けた
場合においては、この限りでない。

2 かん水を塩及びにがりの製造
用以外の用途に使用する場合、公
社の許可を受けなければならな
い。

3 公社は、塩の需給調整上特に必
要があるときは、製造者に対し、
かん水の譲渡について必要な指示
をすることができる。

4 公社は、かん水の譲渡價格を制
限することができる。

(にがりの使用に關する報告)

第四十四條 公社は、必要があると
認めるときは、大藏省令の定める
数量をこえて、公社からにがりを
買ひ受けた者からその買ひ受けた
にがりの使用に關し報告させるこ
とができる。

(立入検査)

第四十五條 公社は、その職員をし
て左に掲げる場所に立ち入り、塩、
にがり、かん水、器具機械、帳簿
又は書類を検査させることができ
る。

一 塩、にがり又はかん水の製造
場又は貯蔵所

二 製造者、塩の再製若しくは加
工の委託若しくは許可を受けた
者、塩若しくはにがりの輸入の
委託を受けた者、販賣人、特別

價格で塩を買ひ受けた者若しくは
その塩を所有し、若しくは使
用する者、第二十九條第五項の
規定による交付金を受け、若し
くは受けようとする者、輸出の
ため公社から塩を買ひ受けた者
又は公社からにがりを買ひ受け
た者の事務所、営業所、工業、
事業場又は倉庫

2 当該職員は、前項の規定による
立入検査をする場合においては、
その身分を示す証票を携帯し、関
係人の請求があつたときは、これ
を提示しなければならない。

(強制徴収)

第四十六條 第十五條第五項、第二
十九條第四項及び第六項並びに第
三十七條第一項の規定により、公

社に納付すべき金額は、國稅滞納
処分例により徴収することができる。
但し、先取特權の順位は、
國稅に次ぐものとする。

第七章 罰則

第四十七條 左の各号の一に該當す
る者は、三年以下の懲役又は三十
万円以下の罰金に処する。

一 第四條の規定に違反して、塩、
にがり若しくはかん水を製造
し、又はこれらの製造の準備し
た者

二 第二十三條第二項又は第五項
の規定に違反して、塩若しくは
にがりを販賣し、又はこれらの
販賣の準備をした者

三 第三十四條第一項、第三十五
條、第四十一條第二項又は第四
十二條第一項の規定に違反した
者

第四十八條 第二十二條の規定に違
反して、塩又はにがりの輸入をし
た者は、三年以下の懲役又は三十
万円以下の罰金に処する。但し、
輸入した塩又はにがりの價額の十
倍が三十万円をこえるときは、罰
金は、当該價額の十倍以下とす
る。

2 前項の罪を犯す目的をもつてそ
の予備をした者又は同項の犯罪の
実行に着手してこれを遂げない者
は、同項の例による。

3 第一項の價額は、その塩又はに
がりの生産地又は仕入地における
原價に、荷造費、運送費、保険料
その他輸入地に到着するまでの諸
費及び輸入税に相當する金額を加
えたものとする。

第四十九條 左の各号の一に該當す

る者は、十万円以下の罰金に処す
る。

一 公社の許可を受けた位置以外
の場所に、塩、にがり又はかん
水の製造場又は貯蔵所を設けた
製造者

二 第六條第三項の規定に違反し
て、製品の種類、製造方法、製
造場若しくは貯蔵所の規模又は
製造能力を變更した者

三 第八條第二項又は第二十七條
第三項の規定に違反して、塩、
にがり若しくはかん水の製造又
は塩の販賣を引き継いだ者

四 第十二條第一項の規定に違反
して製造を廃止した者

五 正当の事由がなく、公社の
指示した納付期日にその指示し
た納付の場所に塩又はにがりを
納付しなかつた製造者

六 第十四條第四項の規定による
公社の指示に違反した者

七 第二十一條第一項又は第四十
三條第一項若しくは第二項の規
定に違反した者

八 第二十八條第一項の賣渡價格
に公社の指示した販賣手数料を
加算した額によらないで塩を賣
り渡した販賣人

九 第四十三條第四項の規定によ
り制限された價格をこえてかん
水を譲り渡したかん水の製造者

第五十條 左の各号の一に該當する
者は、五万円以下の罰金に処す
る。

一 第八條第一項、第二十七條第
一項、第三十四條第二項又は第
四十條の規定に違反した者

二 正当の事由がなく、第十

條、第三十六條第一項又は第四
十三條第三項の規定による公社
の指示に違反した者

三 第三十三條第一項(第三十六條
第三項において販賣人に準用す
る場合を含む)又は第二十九條
第二項の規定による帳簿を作製
せず、若しくは所定の事項を記
載せず、又は虚偽の記載をした
者

四 第十三條第二項(第三十六條
第三項において販賣人に準用す
る場合を含む)第三十七條第二
項又は第四十一條第三項の規定
による報告若しくは届出をせ
ず、又は虚偽の報告若しくは届
出をした者

五 第十四條第二項の規定による
運搬通路又は包装方法の指示に
違反した者

六 第二十四條第三項の規定に違
反して、営業所若しくは貯蔵所
の位置を變更し、又は営業所若
しくは貯蔵所を設置若しくは廃
止した者

七 第三十八條第二項の規定に違
反して営業を廃止した者

八 第四十五條の規定による検査
を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十一條 第四十七條、第四十八
條第一項若しくは第二項又は第四
十九條第六号の犯罪に係る塩、塩
に他物を混和した物、にがり又は
かん水は没收する。

2 前項の物件を他に譲り渡し、若
しくは消費したとき又は他にその
物件の所有者があつて没收するこ
とのできないときは、その價額を
追徴する。

第五十二條 第四十七條又は第四十八條第一項若しくは第二項の罪を犯した者には、情狀により、懲役及び罰金を併科することができ

第五十三條 法人の代表者、法人又は代理人、使用人その他の従業者が法人又は人の業務又は財産に関して第四十七條から第五十條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対し各本條の罰金刑を科する。

第五十四條 第四十七條から第五十條まで（第五十條第三号及び第八号を除く）の罪を犯した者には、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及び第六十六條の規定は、適用しない。但し、懲役刑に処する場合又は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第五十五條 國稅規則取締法の規定は、この法律の違反事件に準用する。この場合においては、この法律の違反事件は、間接國稅の犯罪事件とする。

2 前項の場合において、國稅規則取締法に規定する財務局長、稅務署長又は收稅官吏の職務は、たばこ專賣法（昭和二十四年法律第二十号）第七十九條第二項又は第三項に規定する公社の役員又は職員並びに司法警察職員及び國家公務員が行う。

3 たばこ專賣法第七十九條第五項

及び第七項から第十項までの規定は、第一項の場合に準用する。

附則

1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

2 改正前の專賣法（以下「旧法」という。）又はこれに基く命令により政府がした許可、指定、これらの取消、命令、指示、決定その他の処分（塩業組合又は塩業組合連合会に係るものを除く）は、それらの処分のあつた日において、この法律に基いて公社がしたものとみなす。

3 旧法又はこれに基く命令による申請、再鑑定、の申立、申告、報告、届出又は書類の提出は、この法律に基いて公社にされたものとみなす。

4 旧法若しくはこれに基く命令に基き、又は旧法若しくはこれに基く命令に基く政府の処分により、この法律施行の日以後において政府に納付すべき、又は政府から受領すべき代金、塩、にがりその他の物は、それぞれ公社に納付し、又は公社から受領するものとす。この法律施行前に政府に納付すべきであつた、又は政府から受領すべきであつた物についても、同様とする。

5 この法律施行前に、旧法第十三條第二項の規定に基いて通告をし、まだ許可の取消をしていない場合においては、当該許可の取消については、同條の規定は、なお効力を有する。

6 この法律施行前に、旧法第十九條の規定に基いて特に定めた價格

で塩を賣り渡した場合又は交付金の下付を受けることができる場合であつて、第二十九條の規定により特別價で塩を賣り渡すことができない場合又は交付金の交付を受けることのできない場合については、旧法第十九條及び同條に基く命令の規定は、なお効力を有する。

7 旧法又はこれに基く命令に基いて処罰された者は、この法律に基いて処罰された者とみなす。

8 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 旧法の違反事件については、第五十五條の例による。

10 旧法第三十八條において準用する國稅規則取締法に基いてした処分は、この法律に基いて権限を有する公社の役員又は職員がしたものとみなす。

11 この法律施行前に、政府の賣り渡した塩及びにがりは、この法律により、公社の賣り渡したものとみなす。

12 第二十八條第二項の財政法第三條には、財政法第三條の特例に関する法律（昭和二十三年法律第二十七号）が効力を有する間は、同法を含むものとする。

13 臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）に基いて塩の割当又は配給が行われている間は、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第三項、第三十八條第一項（第二十四條第二項に関する部分に限る。）及び第三十九條の規定は、適用しない。

14 臨時物資需給調整法に基く命令により塩元賣業者若しくは塩小賣業者の登録を受けた者又はその取消を受けた者は、それぞれこの法律に基いて元賣人若しくは小賣人の指定を受けた者又はその取消を受けた者とみなす。

15 旧法中塩業組合及び塩業組合連合会に関する規定並びに旧法第七條ノ十二に基く命令（塩業組合中央会に関する部分及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四條各号に掲げる要件に於いて、準用する部分を除く）は、中小企業等協同組合に関する法律が制定施行されるまでの間は、なお効力を有する。

16 前項の規定により効力を有する旧法の規定に基く塩業組合及び塩業組合連合会は、その規定が効力を有する間は、事業者団体法（昭和二十三年法律第九十一号）第六條第一項第一号の団体とする。

17 左の勅令は、廃止する。
特別用塩規則（大正五年勅令第四百九十七号）
塩業組合令（昭和十八年勅令第四百二二号）
塩專賣法臨時特例（昭和二十二年勅令第七百二十九号）

18 廃止前の塩專賣法臨時特例第二條の規定に基いて、塩、にがり、又はかん水の製造の届出をし、この法律施行の際現にこれらを製造する者で、この法律施行後引き続きこれらを製造しようとするものは、この法律施行の日から一月以内に、第六條第一項の規定により

公社に対し許可の申請をしなければならぬ。この場合において、第七條第一項第四号及び第五号の規定は、適用しない。

19 公社は、前項の規定による申請に基き、第七條第一項第四号又は第五号の規定に該当する者に対し、製造の許可をする場合においては、当該許可に一年の範囲内で期限を附することができ、

20 附則第十八項の規定により申請をすることができるときは、同項の期間内（同項の規定による申請をした場合は当該申請に基き公社の許可の処分があるまでは）、この法律の規定にかかわらず、塩、にがり又はかん水の製造をすることができ、

21 前項の規定により塩、にがり又はかん水を製造することができるときは、その製造をすることができるときは、期間内に製造した塩、にがり又はかん水については、なお従前の例による。但し、この場合においては、政府とあるのは公社とする。

22 事業者団体法の一部を次のように改正する。
第六條第一項第一号ロを次のように改める。
第七條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 塩專賣法（昭和二十四年法律第二十号）第十七條及び第三十六條第二項

23 公社は、大蔵大臣の定める期日までは、第三十二條の規定にかかわらず、元賣人及び小賣人の販賣價格を制限することができる。

3 たばこ専賣法第七十九條第五項
 6 この法律施行前に、旧法第十九條の規定に基いて特に定めた價格
 び第三十九條の規定は、適用しない。
 は、この法律施行の日から一月以内に、第六條第一項の規定により
 わらず、元賣人及び小賣人の販賣價格を制限することができる。

24 前項の規定により制限された價格をこえて塩を販賣した元賣人又は小賣人は、十万円以下の罰金に処する。 25 第五十三條及び第五十四條の規定は、前項の場合に準用する。 26 公社は、第一項の期日までは、元賣人以外のもの（第二十九條第一項に該当する者を除く。）に塩を賣り渡す場合においては、第三十三條の規定にかかわらず、第二十八條第一項の賣渡價格に公社の定める金額を加算した額の範囲内でこれを賣り渡すことができる。 復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律案 （復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律） 出資等に関する法律 （復興金融金庫に対する登録國債の交付） 第一條 政府は、復興金融金庫法（昭和二十一年法律第三十四号）第四條第一項の規定による出資を登録國債の交付により行うことができる。但し、その金額は、六百二十四億六千七百万円をこえてはならない。 2 前項の規定により出資のため交付する登録國債の交付價格、償還期限及び利率は、次の通りとする。 一 交付價格 額面百円につき百円 二 償還期限 十年 三 利率 年五分五厘 3 政府は、第一項の出資のため必要な金額を限り、昭和二十四年度において公債を発行することができる。	（復興金融金庫の剰余金の國庫納付） 第二條 復興金融金庫は、復興金融金庫法第二十七條の規定にかかわらず、毎事業年度の剰余金を当該剰余金の生じた年度において國庫に納付しなければならない。但し、昭和二十四年度に限り、納付に關する支出予算額が当該納付額に對して不足するときは、その不足額は、翌年度までに納付するものとする。 2 前項の剰余金の計算及び納付の手續については、政令で定める。 附則 この法律は、公布の日から施行する。 四月二十八日本委員会に左の事件を付託された。 一、國民金融公庫法案（予備審査のための付託は四月二十二日） 二、揮発油稅法案（予備審査のための付託は四月十九日） 三、酒稅法等の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は四月二十日）			
--	--	--	--	--

昭和二十四年五月二十七日印刷

昭和二十四年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷